

# 産業厚生常任委員会会議録

[平成26年 9月24日開催]

南あわじ市議会

# 産業厚生常任委員会会議録

日 時 平成26年 9月24日  
午前10時00分 開会  
午後 4時47分 閉会  
場 所 南あわじ市議会委員会室

## 1. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

### 出席委員（8名）

委 員 長	印 部 久 信
副 委 員 長	谷 口 博 文
委 員	吉 田 良 子
委 員	柏 木 剛
委 員	木 場 徹
委 員	原 口 育 大
委 員	阿 部 計 一
委 員	川 上 命
議 長	小 島 一

### 欠席委員（なし）

### 事務局出席職員職氏名

局 長	小 坂 利 夫
課 長	垣 光 弘
書 記	小 川 浩 子
書 記	斉 藤 浩 平

### 説明のために出席した者の職氏名

市 長	中 田 勝 久
副 市 長	川 野 四 朗
副 市 長	矢 谷 浩 平
教 育 長	岡 田 昌 史
市 民 生 活 部 長	高 木 勝 啓

健康福祉部長	馬 部 総 一 郎
産業振興部長 兼鳴門の渦潮世界遺産登録推進室長	興 津 良 祐
農業振興部長 兼食の拠点事業推進室長	神 田 拓 治
教育部部長	太 田 孝 次
農業振興部次長	森 本 秀 利
教育部次長兼教育総務課長	藤 岡 崇 文
市民生活部市民課長	塔 下 佳 里
市民生活部税務課長兼収税課長	山 崎 稔 弘
市民生活部生活環境課長 兼衛生センター所長	北 口 力
健康福祉部福祉課長 兼少子対策課長	田 村 愛 子
健康福祉部長寿福祉課長	大 谷 武 司
健康福祉部保険課長	川 本 眞 須 美
健康福祉部健康課長	小 西 正 文
産業振興部商工観光課(マーケティング戦略室)長 兼企業誘致課長	阿 部 員 久
産業振興部水産振興課長	榎 本 輝 夫
農業振興部農林振興課長 兼農業共済課長	宮 崎 須 次
農業振興部農地整備課長 兼地籍調査課長	和 田 昌 治
農業振興部食の拠点事業推進室課長	喜 田 憲 和
農業委員会事務局長	小 谷 雅 信
教育委員会学校教育課長	廣 地 由 幸 (学校教育指導主事)
教育委員会生涯学習文化振興課長 兼人権教育課長兼玉青館館長	福 原 敬 二
教育委員会生涯学習文化振興課付課長 (子ども映画祭・青少年育成センター事業担当)	川 上 洋 介
埋蔵文化財調査事務所長	山 見 嘉 啓

紹介議員

議 員	廣 内 孝 次
議 員	蛭 子 智 彦

参 考 人

淡路聴力障害者協会会長	斉 藤 勇
-------------	-------

兵庫県高等学校教職員組合淡路支部  
淡路三原高校分会分会長  
手 話 通 訊

今 若 克 哉  
橋 詰 恭 子

## II. 会議に付した事件

1. 付託案件	6
① 議案第58号 南あわじ市養護老人ホーム条例を廃止する条例制定について	2 7
② 議案第59号 南あわじ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定について	3 5
③ 議案第60号 南あわじ市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について	4 3
④ 議案第61号 南あわじ市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について	4 9
⑤ 議案第62号 南あわじ市あわじ島まるごと食の拠点施設条例制定について	6 2
⑥ 議案第64号 南あわじ市立学校設置条例の一部を改正する条例制定について	9 2
⑦ 議案第66号 財産の譲与について（南あわじ市養護老人ホームさくら苑）	9 7
⑧ 議案第67号 字の区域の変更について（倭文、松帆、福良、阿万地区）	1 1 2
⑨ 議案第68号 三原公民館改修工事請負契約の締結について	1 1 2
⑩ 議案第69号 損害賠償額の決定及び和解について	1 2 1
⑪ 請願第2号 手話言語法（仮称）制定を求める意見書の提出を求める請願書	6
⑫ 請願第4号 国及び兵庫県に対し、「給付制奨学金の創設を求める意見書」の提出を求める請願	1 2
2. 閉会中の所管事務調査の申し出について	1 2 2
3. その他	1 2 3

## III. 会議録

# 産業厚生常任委員会

平成26年 9月24日(水)

(開会 午前10時00分)

(閉会 午後 4時47分)

○印部久信委員長 皆さん、おはようございます。

議員の皆さん、また、本日説明員の皆さん、先週は決算委員会が4日間あったわけですが、御苦勞さんでした。本日は、本議会で当委員会に付託されました議案について、審査をさせていただきます。どうかよろしく願いをいたします。

執行部、挨拶何かございますか。

市長。

○市長(中田勝久) おはようございます。

きょうは産業厚生常任委員会に付託をお願いいたしました案件、非常に、10案件ということで多うございますが、よろしく願いをいたしたいと思います。

心配されていた台風も、雨は少し心配な部分があるんですが、風につけてはほぼ、もう心配がないかなというふうに思います。

実は、昨日、印部委員長さんが会長をいたしております淡路獣医師会主催によります動物愛護の絵画コンクール、私も御案内いただいたので行ってきましたが、皆さん、非常に最近のああいう描写が上手というんですか、よく特徴を捉まえてて、すばらしい作品が400点近く出されていたということでございます。獣医師会の皆さんには大変お世話になっておりますが、やはりああいうようなイベント、行事も必要かなというふうに感じた次第でございます。

また、この9月27日、それから9月28日、食まつり・畜産共進会ということで、27日は乳牛、そして28日は和牛ということでございます。また、先生方にはぜひ御出席をし、花を添えていただけたらと思います。

いつものことながら、申しわけないですけど、また中座させていただきます。

○印部久信委員長 それでは、ただいまから、第57回定例会において当委員会に付託された議案について審査を行います。

なお、本日は傍聴を許可しておりますが、傍聴される方は傍聴規則に準じて傍聴されるようお願いをいたします。

また本日、ケーブルテレビが番組放送のため30分程度委員会審査の撮影に入りますので、あわせてよろしく願いをいたします。

まず、請願2件が当委員会に付託をされておりますので、次第の順序を変更し、請願の審査を行うことに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

1. 付託案件

① 請願第2号 手話言語法(仮称)制定を求める意見書の提出を求める請願書

○印部久信委員長 異議がございませんので、請願第2号、手話言語法(仮称)制定を求める意見書の提出を求める請願書について、議題とします。

審査に当たり、会議規則第137条の規定により、紹介議員として廣内孝次議員、並びに地方自治法第109条第5項の規定により、参考人として、請願書提出者の淡路聴力障害者協会会長の斉藤勇様並びに手話通訳の橋詰恭子さんに説明のため出席を求めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○印部久信委員長 異議がございませんので、説明を求めることにします。  
暫時休憩します。

(休憩 午前10時04分)

(再開 午前10時05分)

○印部久信委員長 それでは、再開します。

請願者からの資料配付の申し出がありましたので、これを許可し、既に皆さん方のほうに配付をさせていただいております。

紹介議員より趣旨説明を求めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○印部久信委員長 異議がございませんので、趣旨説明を求めます。  
廣内孝次議員。

○廣内孝次議員 それでは、趣旨説明をさせていただきます。

手話言語法(仮称)制定を求める意見書の提出を求める請願書

平成26年8月22日

南あわじ市議会議員 小島 一 様

請願者 兵庫県洲本市本町8丁目2番17号  
淡路聴力障害者協会 会長 斉藤 勇  
紹介議員 廣内 孝次

#### 請願趣旨

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

2006（平成18）年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011（平成23）年8月に成立した改正障害者基本法では、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。

また、同法第22条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考えます。

よって、下記の項目について、採択され、国に対して意見書を提出されますよう、地方自治法第124条の規定により請願いたします。

#### 請願事項

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定すること。

以上であります。

○印部久信委員長 趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

原口委員。



○原口育大委員　　私も、近所に両親が聞こえなくて、子供さんとの会話を手話でやっているとというのは事例があるんですけど、これまで、この資料にあります、日本語と手話を対等に学ぶことができなかつたようなことは、ちょっと私も認識不足だったんですけども、まず、今、禁止というふうな話がありました。手話が今までそういう場に取り入れられてこなかつた理由というか、それはどんなことでそういうことを禁止したり、教えてもらえなかつたのか、教えていただけますか。

○印部久信委員長　　斉藤参考人。

○斉藤参考人　　その理由といいますと、社会の中に入って困ると、音声言語が一番大事である、音声言語でしか意思疎通はできないと言われてきたためです。手話をしている様子を見て、あれはみっともない、社会に入ってから音声言語を獲得しないと大変な思いをするということを言われ続けて、そのための努力をしてきました。けれども、実際、社会の中に入って、例えば会社の中で、音声で話をして通じることはありませんでした。それで、仕事ができないというふうに見られるわけです。そういう苦しみを抱えて、今までやってきました。

○印部久信委員長　　廣内議員。

○廣内孝次議員　　手話をすることによって、障がい者ということがわかると、そういうことで差別を受けるおそれがあると、そういう問題と、それと、ろう者同士のコミュニケーションをとるにはなかなか難しいと。ですから、ろう学校で手話を禁止してきたというその過程には、健常者から見た、社会に出ても困らないという前提で教育に取り組んできたという、そういうような経緯があります。

　　ですから、そこらをなくすという感じで、口話法、口で読み取るというような、そういう教育の仕方をろう学校ではされてきたわけです。

○印部久信委員長　　原口委員。

○原口育大委員　　私は健常者が手話を使って、そのろうの人とかと会話しているというのは、えらい格好いいなとずっと思っていましたんで、その二つが使えるような、日本語と手話の二つを対等に学ぶというのは、いうたら、ええことやなとずっと思っていたんですけど、今回、そういう話でありますので、それは大変いいことだと思います。

　　仮に今度、これを習うとしたら、東日本とか西日本とかの国内での方言みたいな、手話の中にも方言というのはあるような気がするんですけど、そこら辺はどういうふうにな

るのでしょうか。

○印部久信委員長 齊藤参考人。

○齊藤参考人 確かに、東日本のろうあ者はたくさんいます。その中で、なかなか音声言語が通じないといった人もいらっしゃいます。実際のところ、西日本の手話と東日本の手話が通じないという部分はたくさん出てくると思います。今まで、そういうところをなかなか気づいていただけなかったのではないかなというふうに思っています。そういうふうなことも含めて、手話を教える上で、普及をしていく上で考えていきたいと思っています。

○印部久信委員長 原口委員。

○原口育大委員 学校で教えるんだったら、共通手話みたいなものがやっぱり要るのかなというふうには、一つ思います。

それと、外国にも、ここで見てると、世界各国でそれぞれ異なる語彙や文法体系を持っているさまざまな手話がありますとなってるんですけど、これ、世界共通語に手話だったらできるのと違うかなと思うんですけど、そしたらもっともっと便利になると違うかと思うんですけど、そういう動きはないのでしょうか。

○印部久信委員長 齊藤参考人。

○齊藤参考人 アジアの各地では、手話が似通っています。けれども、アメリカ、ヨーロッパではまた手話の体系が違ってきます。なぜ手話が似てるかという、やっぱり文化の面でそういう似通った文化があるからです。

○印部久信委員長 よろしいですか。

ほかに。

吉田委員。

○吉田良子委員 保育所とか小学校で、発表会なんかで歌を歌うときは、子供たちが手話を使ってしている場面をよく見かけます。手話は、私は一つの言語だというふうに理解してたわけですが、今回、この請願書が出てきて、改めて勉強させられたんですけど、今、新聞などを見ても、いろんところでこの請願が通っているような報道も見受けます。

それで、一つお伺いしたいのは、手話条例とかいうのをしている県とか市とかもあるように聞いているんですけど、そこら辺はどうなんでしょうか。

○印部久信委員長 齊藤参考人。

○齊藤参考人 先日、兵庫県で聴覚障害者文化祭がありました。その場でも、聞こえる人たちと聞こえない人たちが歌で楽しんでおりました。聞こえる人たちが何も手話をつけなかったらわからないままでしたけれども、その様子を見て楽しむことができました。

県でいいますと、昨年、鳥取県が全国で先駆けて手話言語条例を取り入れました。あと、都道府県でいいますと、全部で47都道府県がありますけれども、条例は県でいえば鳥取県、また、市でいいますと北海道の石狩市、また、三重県の松阪市、また、奈良とか、それとか佐賀のほうでも取り組みを進めています。

兵庫県の中では、現在、篠山市と三木市と、明石市、神戸市、この四つが今、進めているところです。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 ありがとうございます。今、全国的にそういう広がりを見せつつあるという中で、やはり国のほうでも手話を言語として認めていくというのが大切なことだというふうに思っています。

それで、今、ろう学校では手話の教育というか授業というのではないわけなんですね。

○印部久信委員長 齊藤参考人。

○齊藤参考人 ろう学校の中で、手話を使えるようには、認めてはくるようになりましてけれども、教科としてはありません。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 こういうことが決まれば、ろう学校でも手話を使って子供たちの会話が弾む、先生との話が授業として理解しやすくなるというようなことだというふうに思っていますので、ぜひこの請願は通っていただければいいなというふうに思っています。

以上です。

○印部久信委員長 ほかに、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○印部久信委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。  
暫時休憩をいたします。

(休憩 午前10時20分)

(再開 午前10時21分)

○印部久信委員長 それでは、再開をいたします。  
これより委員間討議を行います。何か御意見ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○印部久信委員長 それでは、これで討議を終結します。  
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○印部久信委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。  
請願第2号、手話言語法(仮称)制定を求める意見書の提出を求める請願書について、  
採択すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○印部久信委員長 挙手多数であります。  
よって、請願第2号は採択すべきものと決定しました。  
採択すべきものと決定した請願第2号について、当委員会で意見書提出の発委を行うこと  
について御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○印部久信委員長 異議がございませんので、発委を行うことにいたします。  
意見書案及び提出先については、後刻検討いたします。

⑫ 請願第4号 国及び兵庫県に対し、「給付制奨学金の創設を求める意見書」の提出を求める請願

○印部久信委員長 次に、請願第4号、国及び兵庫県に対し、「給付制奨学金の創設を求める意見書」の提出を求める請願について、議題とします。

審査に当たり、会議規則第137条の規定により、紹介議員として蛭子智彦議員、並びに地方自治法第109条第5項の規定により、参考人として、請願書提出者の兵庫県高等学校教職員組合淡路支部、淡路三原高校分会分会長、今若克哉様に説明のため出席を求めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○印部久信委員長 異議がございませんので、説明を求めることにいたします。  
暫時休憩をいたします。

(休憩 午前10時22分)

(再開 午前10時24分)

○印部久信委員長 それでは、再開いたします。

請願者から資料の配付の申し出がありましたので、これを許可し、配付をしております。  
紹介議員より趣旨説明を求めることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○印部久信委員長 異議がございませんので、趣旨説明を求めます。  
蛭子智彦議員。

○蛭子智彦議員 座って失礼します。

2014年9月1日

南あわじ市議会

議長 小島 一 様

兵庫県高等学校教職員組合淡路支部 支部長 松下 利明  
兵庫県高等学校教職員組合淡路支部

淡路三原高校分会 分会長 今若 克哉  
淡路教職員組合 執行委員長 高丸 淳次  
新日本婦人の会三原支部 支部長 坂本 浩子

国及び兵庫県に対し、「給付制奨学金の創設を求める意見書」の提出を求める請願

趣旨につきましては、この請願書に基づいて説明をさせていただきます。

#### 請願趣旨

貧困と格差が広がる中で、高校卒業後、経済的理由で進学をあきらめる生徒たちがいます。また、進学する生徒たちも約36%が日本学生支援機構の奨学金を利用しています。利用者のうち、有利子が約100万人、無利子で約40万人となっています。有利子奨学金を4年間利用した場合には、返済総額は月額8万円で516万7,586円、月額に直しますと2万1,531円を240カ月、10万円を借りますと645万9,510円、月額2万6,914円、240カ月、12万円で775万1,445円、月額3万2,297円、240カ月に達します。

進学をあきらめたり、奨学金を利用したりする生徒が急増している背景の一つに、高い授業料があります。例えば、国公立大学の授業料は1972年には1万2,000円であったものが3万6,000円に値上げされて以降、値上げに次ぐ値上げで現在53万5,800円となり、初年度納入金は81万7,800円となっています。私学も平均で授業料は1969年8万4,048円だったものが85万7,763円、初年度納入金は131万4,251円に達しています。この間の消費者物価上昇率は約3倍ですから、大学授業料の値上げがいかに激しかったかがわかります。

もう一つの背景には、民間企業労働者の平均賃金は1997年の467万円をピークに2012年には407万円へと減少を続けていることがあげられます。その中で、家庭からの仕送り額も2000年度には私学で平均約167万8,000円が128万8,000円に、国立大で117万1,000円が99万6,000円に減少し、学生たちはますます奨学金やアルバイトに頼らざるを得なくなっています。

奨学金を利用しながら大学などを卒業しても就職難が待ち受けています。非正規の職しなく、奨学金を返したくとも返せない若者が多数出ています。2012年度滞納者は33万4,000人、滞納額は925億円にも上っています。このままでは奨学金は、「第二のサラ金」問題へと発展しかねない状況となっています。「学びたい」という意欲を持った地域の若者が思うように学べないということは、地域にとって大きな損失です。

この問題を解決し、地域の若者が経済的理由で進学をあきらめたり、奨学金返済に苦しんだりしないようにするためには、当面、国及び県が給付制奨学金を創設する必要があります。現在、OECD加盟34カ国のうち、授業料が無償化されている国が17カ国、給

付制奨学金制度がない国はアイスランドと日本だけです。アイスランドは授業料が無償ですから、授業料が有償で給付制奨学金制度がないのは先進国で日本だけです。フィンランドでは授業料も入学金なども無償で、しかも55%の学生が約3万円前後の給付制奨学金を利用しています。日本と比べて、その落差は余りにも大きいと言えます。

日本政府は、高校・大学までの段階的な無償化を定めた国際人権A規約第13条の適用を留保していた問題で、2012年9月に留保撤回を閣議決定し、国連に通告しました。高校・大学の無償化は国際公約となったのです。給付制奨学金の創設は、何よりも学生、保護者の学費負担を実質的に軽減し、国際公約実現への大きな一歩となるものです。

以上を踏まえ、下記の請願項目について、よろしくお取りはかりをください。

#### 請願項目

貴議会として、国、兵庫県に対して給付制奨学金の創設を求めること。

以上であります。

○印部久信委員長 趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

吉田委員。

○吉田良子委員 きょうは、淡路三原高校の先生が来てくれているということで、ちょっと淡路三原高校の状況についてお尋ねいたします。

今、淡路三原高校は、志知高校と統合されて、学校の雰囲気も大きく変わったのかというふうに思うんですけども、今、いわゆる進学を中心にした授業とかが行われているかとも思うんですけども、淡路三原高校の卒業生で、いわゆる高校卒業後、そういう大学に進学する割合というのはどの程度なのでしょう。

○印部久信委員長 今若参考人。

○今若参考人 失礼します。年によって多少違いはあるんですけども、大体、ここ数年、統合してからはずっと7クラス規模ですので、大体、280名の生徒が在籍しております。もちろん、数名、転学であったりとか進路変更をする者もおるので、若干下がるんですけども、その中で就職する生徒の割合が、大体この数年、30名前後、30名から40名前後ですね。40名を超えることはほとんどありません。それ以外の生徒、つまり240名ほどが進学希望ということになっております。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員          たくさんの方が次の大学なり、専門学校も含めて。

○今若参考人          そうですね、専門学校も含めて進学というくくりで言った場合に、240名前後ですね。

○吉田良子委員          それで、その方々がなかなか全て経済的に恵まれてるかといえば、なかなかそういうことではないようにも感じるんですけども、そういう子供たちが行くときに、奨学金を活用するというようなことになるかと思うんですけども、そこら辺の割合とかいうのはわかるのでしょうか。

○印部久信委員長          今若参考人。

○今若参考人          ことし、私が今、3学年の担任をしております、3学年、ことしの例で申し上げさせていただきますと、ことしの今の3年生は、245名進学希望者がおります。そのうち、手元の資料にあった日本学生支援機構の奨学金の申込者が109名です。実際のところは、この奨学金制度以外にも、例えば南あわじ市社協が行っているようなそういう奨学制度もあると思うんです。そういったものも実際には、そちらを通して申し込んでいる者もおりますので、半数以上は何らかの形で奨学金を希望していると思います。昨年度もほぼ同じ状況だったと思います。

○印部久信委員長          吉田委員。

○吉田良子委員          なかなか、大学、専門学校に行くのにも淡路ですと、通学助成があって、高速バスを利用する方は島外に自宅から行ける方もいるかと思うんですけど、大半は島外で下宿してという形が多いのかなというふうに思います。ですから、授業料だけでなしに、やはり家賃とか食費とか、もろもろ入れますと大変高い保護者の負担になるかと思うんです。

そういう意味から言えば、少しでも奨学金制度ができて、誰でもが、希望する子が大学なり専門学校で授業を受けられるような、やっぱり仕組みづくりは大変重要だというふうに思ってますし、外国に比べて、ここにも書かれておりますけれども、こういうふうに先進諸国の中で大変おくれているという状況は寂しい限りだと思いますが、その点はどういうふうに感じられているのでしょうか。

○印部久信委員長          今若参考人。



○今若参考人　　やはりどうしても、今の現在の仕組みとしては、借りるとするのが大半で、実際、返済しなければいけないという制度しか、正直、ありません。その大学によって、ごくごく一部の学生に対して、給付するというような制度はありますけども、それはほんの一握りの生徒であって、大半は、今、本校の実情も申し上げたとおり、お借りして返済せなあかんということです。

その中でも、今、ことしの例で109名というふうに申し上げさせていただいたんですが、そのうち日本学生支援機構でいうと、無利子と有利子と二つ制度があります。その中で、無利子の制度に申し込んだ生徒は77名で、有利子が22名です。どちらも、要するに無利子と有利子と両方借りられるんですけども、どちらも利用した、要するにその分、借りるお金がふえるわけですけども、それでも借りたいという生徒も10名います。

必ずしも、無利子の申し込みをしたとしても、認められるわけではないんです。ですので、ことしはまだその結果が出てませんので、去年の例なんですけども、去年でいうと80名の生徒が無利子の奨学制度を申し込んだんですが、実際のところ、半分ぐらいです。43名しか無利子の奨学金はお借りすることはできてません。ですので、そういった学生に関しては、利子も含めて卒業後、かなりの期間、かなりの額を返済しなければならないという形になってきます。

先ほど、本校の例で少し話もあったと思うんですが、自宅から実際、大学まで通っている生徒というのは、多分、その学年に1人、2人、いるかないかだと思います。実質、通えるのはもう神戸の須磨、あの辺のところにはなってくるかと思うんですけども、なかなか現実、学生生活をする中で、勉学であったりとか、中には部活であったり、いろいろな面で通学する時間を考えたときに、最初はしていても、どこかの時点で下宿生活をするという学生がほとんどですので、実際、4年間自宅から通うという生徒は皆無に近いと思います。

○印部久信委員長　　吉田委員。

○吉田良子委員　　実情がよくわかりました。それで、先ほどちょっと申し上げた、世界レベルから見たら日本は大変おくれてるところでは、やはり国がそこら辺、責任を持ってやっていくというのは大変重要なことだというふうに思ってますが、先生の感想をお聞かせください。

○印部久信委員長　　今若参考人。

○今若参考人　　やはり以前に比べて、私たちが子供のころというか高校生のとときに比べ

でも、やはり大学への進学する希望の生徒はふえていると思います。その中で、やはり高校のときと比べても、授業料であったり、それら含めて、大学の授業料であったりとか、ほとんどの者が下宿することになるわけですから、経済的な負担というのは非常に大きいと思います。

そういった中で、私はもともと淡路市で生まれて、今、洲本に住んでるんですけども、印象としては、個人的な印象としては、南あわじ市は淡路の中では裕福な地域だというふうに、子供のころは思っておりました。実際、勤め出してからも、前任は洲本高校だったんですけども、そのときの様子をお聞きする中でも、やはり南あわじ市の生徒というのは裕福な家庭が多いなという印象で本校にかわってきました。最初に持った学年なんかで言うと、やはりそういった雰囲気はまだあったかなと思うんですが、私も淡路三原高校にかわってきて6年目ですけども、最近の家庭でいうと、やはり経済的に厳しい家庭も、現実、ふえてきてるんじゃないのかなというのは肌で感じる場所があります。

例えば、私、今、サイエンスコースというクラスの担任をさせていただいているんですけども、例えば成績が優秀であっても、やはり、例えば、言い方悪いですけども、旧帝大の難関校に合格できるような力があっても、もしだめなら、もう浪人はできませんと、必ず次の段階では難易度下げてでも合格できるところに行かないと、うちは浪人できませんというような家庭もやっぱりふえてきてるんじゃないのかなと。昨年度に関して言っても、かなり成績の高い生徒であっても、家庭の事情で進学を取りやめて就職にかわったというような生徒も現実、おります。

ですので、なかなか借りるというだけでは進学を後押しすることも、家庭としてもなかなか難しいという現状もあるかと思しますので、そういった意味でも給付型のそういう奨学制度を何としても国としてつくっていただければ、本校の生徒なんかであっても進学する道が閉ざされなくて済むのではないのかなというふうに考えています。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 ありがとうございます。本当に具体的に実情を示していただいて、やっぱりこの給付型の奨学金の創設というのは大切なことだというふうに、改めて感じました。ありがとうございます。

○印部久信委員長 ほかに。  
柏木委員。

○柏木 剛委員 創設を求めるということ、これは要するに、今、二段階あるやつに、さらに三つ目の奨学金制度を認めてほしいと、創設を求めているわけですけども、いろ

いろと書いてますけど、経済的な理由で進学を諦めるという話に対してやられてるんですけど、じゃあどういふところを制度として、ただ何か制度ができたけども、今でもすごく希望者が多い中でどんな制度を、どの程度までの、要するにどの程度の人間でどの程度支給していったって、要するに、返さなくていいわけですからね。これ、非常に大きな財政的な問題も出てくるはずですから。どの程度の制度までは期待してますか。

○印部久信委員長 今若参考人。

○今若参考人 率直に言って、一番いいのはもちろん、希望すれば全員が給付してただけというのが一番いいことだとは思いますが、今のお話にもあったように、もちろん財政的な部分でのところも出てくると思います。ですから、その辺の枠組みづくりというのは、私自身というよりも、県・国であったりがきちんと議論していただくのが一番いいとは思いますが、少なくとも、やはり成績ももちろんある程度あって、進学する希望がある生徒が、少しでもそういう道を閉ざされないような形で議論を深めていってもらえたらなというふうには思っています。

○印部久信委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 ということは、要するに制度を考えてもらいたいと。どういう制度を設計するかについては、これは県なり国なりにお任せであると。こういう趣旨の請願という解釈でいいんですか。もし、非常に厳しい条件であって、もちろん、今の消費税にしても、どこまで社会保障に回るかわかんような話の中で、どれだけ財政的に回せるかわかん状態であったら、非常に厳しい条件が待ち受けてると思うんですけども、その辺は、そんなことはいいと、とにかく何でもいいから三つ目の制度を、要するに返済しなくていい制度を認めてさえもらえればいいんだと。何か、ある程度最低線とか、何かそういう希望というのはいないんですか。

○印部久信委員長 今若参考人。

○今若参考人 実際、今、そういう制度自体がなかなかできてない状況ですので、正直、何でもいいからつくってくれというわけではないんですけども、そういうのが一歩でも踏み出していければ、それに見合ってたまた対案というか、こういうふうな形で是正してほしいとか、またそういったところも議論を深めていけると思うんです。今、もう制度自体が有利子、無利子含めて、返還しなければならないという制度しかないというところが問題だと思ってるんです。

その中で、実際、国も給付型の奨学制度をつくっていくということは、国際的にももうそういうことを発表しているということで、実際、その実現に向けて一步でも前進していただけるように請願という形で、国に上げていただけたら非常にありがたいなということです。

○柏木 剛委員 終わります。

○印部久信委員長 ほかに。  
阿部委員。

○阿部計一委員 これ委員長、奨学金制度無償化とか、そういうことを言うとんの、前向きに検討してくれやというような議題と違うでしょう。今若参考人の話を聞きよったら、そういうことも言うてましたけども、それはそれとして、確かに授業料を無料にしてくれたら結構なことやと思いますわね。けど、そういうことが可能か不可能か、不可能やから今までこういう制度、奨学金を政府にお借りしていくと。

それで、お聞きしたいんですが、今もテレビ等でも、お世話になって、利子つきのものか無利子のものか、どちらにしても奨学金を制度によって卒業されて、それがかなり返還不可能やというような状況になつとるのやけども、それについては請願人として、どんなふうを考えてますか。

○印部久信委員長 今若参考人。

○今若参考人 テレビ等でも時々というか、そういった報道はなされていっていると思うんですけども、実際、そういう状況の学生は多分あるんだろうと思うんです。それについては、現状は返したくても返せないという学生を、卒業した人たちが現実にはいらっしやる。要するに、就職したくてもできないという、今の社会情勢の部分があると思うんです。

ですから、その辺のところは、やはり別の点で施策を考えていただかなあかんところはあると思うんですけども、借りるときは、誰しも返さないつもりでは借りていないと思うんです。または、返すつもりでいるのも絶対いるとは思っています。ただ、現状がそれを返すだけの収入がないという部分が、やっぱり大きな原因ではないのかなと。

○印部久信委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 私は、はっきり言ってそういう制度は虫のええ制度やなど、はっきり

言っています。なぜかという、やはり、それは我々も中学校だけしか出てません、その当時ですと高校、10人のうち行くのが3人か4人でしたかね。その中で大学に行ってる同級生もおりますけども、決して、上の学校へ行ったからといって必ず人生ばら色かといったら、そうじゃないと思うんですよ。私はそういう、今、経済的に厳しい、経済的に豊か、これはもう、地球上、地球がある限り、未来永劫そういう状態の社会は続くと思うんですよ。ですから、やはり経済的に厳しくて行けれへん、けど、僕らはそういうふうにするのが一つの心の糧でね。立派な社会人になった方もたくさんおられます。大学出た、僕らのところで京大に行った子供もおりますけども、三高出て。そういうのは、その子が今、どういう生活をしようかと。

必ずしも学歴社会だけが、勉強でけへんよりできるほうが、それはええのはわかりますけども、やはりそういう奨学金制度を無償化というような話は、この人間の、私はためにならんと。私の人生経験から言って、やっぱり社会的に気の毒やと思いますよ。けど、これは未来永劫、やはり経済的豊か、貧しいというのは、これはもう、ずっと続くんですからね。これは、貧しいから学校行けなんだ、けど、このおかげでごっつい社会に出て、高め見て出世した方もおられますからね。

やっぱりそういうことは今、そういう奨学金を借りて行っても、それを全然払わんと、何や昔のサラ金地獄みたいに、借りるときはどないかして払いますやいうて、それで、最後にはそういうふうな状況になつとこと自体が、政府にこういう制度を後押しせんような形になってると私は思うんですよ。

ですから、私はこの奨学金無償化とかいうのには、はっきり言ってちょっと甘えの構造があると。答弁は結構です。

○印部久信委員長 谷口副委員長。

○谷口博文副委員長 1点だけ、ちょっと確認させていただきます。私は給付型というのは、それはもう当然、ええ制度やなというような認識は持つとるのやけど、この対象者というのは、日本国民に限るわけですな。それだけちょっと確認させてください。

○印部久信委員長 今若参考人。

○今若参考人 恐らく、私も細かなところまで、申しわけございませんけども、知っているわけではございませんが、国の制度ですので、基本的には日本の国籍がある生徒に対する制度設計になってると思います。

○印部久信委員長 谷口副委員長。

○谷口博文副委員長　　朝鮮高校とか、そういうところへ金をほうり込むんでなしに、日本国籍を持った日本国民に対しての制度というやつだけ、確認だけさせていただいたら、それでええんです。その辺、参考人にお尋ねすんのやけど、日本国が朝鮮学校等々にさまざまな補助を出しとるとするのは、あなたはどのようにお考えですか。

○印部久信委員長　　ちょっとそれは。

(発言する者あり)

○印部久信委員長　　ほかに。  
川上委員。

○川上 命委員　　ちょっと参考人の方にお聞きするんですが、確かに、これはええ制度や。これは誰も悪いとは言わんわな。やっぱりそういった優秀な子を助けて、将来の日本のために働いてもらうということや。しかし、紹介議員が説明したとおりに、奨学資金、この制度も今までもせんでもええわな。しかしながら、これは悪用を、今までの日本人を助けるものは、今、悪用しよる人もおるわけや、これ実際言うたら。借りて払わんというのは、これはもってのほかやな。そういったことは、かなりの額が奨学資金で国に返納されていないといいよった、そういった事情を知りながら、あなたたちはこのような制度、確かに私もこれはええことです。しかし、国も財政もあるし、制度を悪用せんような、今から決めていかんなん、今言いよったような国も県も、いろいろな面はあるわな。

そんな中で、その返さんというようなかなりの額を蛭子議員が説明した中で、あなたたちは、こういういいことを議会で請願を採択してくださいと言う、あなたたちはその制度と悪用と、どういう心境でそれを頼んどるのか、ちょっと説明していただきたい。あなたたちの心境というものを。ええ面は頼むけど、そういった悪用して滞納があると、返還しない額が何億とあると。そういった面と、ひとつ照らし合わせた中で、心境をひとつ言うてください。

○印部久信委員長　　今若参考人。

○今若参考人　　今、悪用という言葉をおっしゃられたんですけど、少なくとも私がかかわった生徒で、悪用した生徒はいないだろうというふうに、これはひょっとしたら自分が思ってるだけかもしれないですけども、と思っています。最初から借りたものを返さなくて、それでええんやと思ってるような教え子は、多分いなかったと自分では思っているん

です。

ただ、先ほども申し上げましたけども、返したいけども返せないというところがあるんだろうと。その辺のところを何とか別の手だてで考えていただきたいというところもありますし、そういう、今はそういう制度しかないので、無利子か有利子かわからないですけれども、奨学金を借りている生徒がそういう給付型の奨学金制度ができることで、悪用というのではなくて、そういう制度を利用することで、卒業後に社会貢献できるような人材になってもらえたらという意味でも、給付型の制度をぜひつくっていただけたらということです。

○印部久信委員長 川上委員。

○川上 命委員 確かにこの表をもって、先進国はかなり皆ええわな、日本と違って、教育そのものにはかなり力を入れとると。しかし、そういったように、本当に困った優秀な子を育てていくということは、これは大切やけど、そういったことが我々はちょっと懸念をしとるとということで、参考人のあなたに、そういったことを頼むには、どういった心境で頼んだんかと、こういうことを聞きたかったわけです。ありがとうございました。

○印部久信委員長 今若参考人。

○今若参考人 つけ加えになるんですけども、先ほど、阿部委員のほうから、必ずしも大学へ行くことが全てではないというようなお話をいただいたと思うんですけども、私自身も、必ずしも全員の生徒を大学へ行かせるのがいいとは思っておりません。ただ、高校を卒業したときに就職を希望する生徒も、先ほど申し上げたように大体30人ぐらいいるんですけども、実際今、就職するということ自体がなかなか厳しいという現実も、特に淡路島内にはございます。

ですから、そういう生徒はもう、就職を希望する生徒は当然、その道を、就職して社会人として立派に育ってもらったらいいとは思いますが、今の現実の状況が、やはり自分の考えで大学へ進学したいという希望を実際持つてるわけです。その希望をかなえるために、何とかそういった制度を通じてでも、本人、実際、大学出たから成功する、しない、それはわからないと思います。ただ、その中で何か学んだことを生かして社会人として、例えば淡路で貢献できるような生徒が一人でもふえていけるのであれば、そういった請願を認めていただけたらという願いで、きょうはお願いしに来ております。

○印部久信委員長 阿部委員。

○阿部計一委員　　私も、それはもう確かにこれ、請願を出されてる、賛成、これはええことやと、悪いことではないと。でも、いまだにわたって、日本がそういうことに賛同せんと、言うたら、そういう予算化もせん、そういうことをやらないというには、やっぱりそれなりの理由があると思うしね。

私もいつも、高校生、どうこう言うけど、私も阿万なんですけどね、自転車、雨の日も風の日も、台風の日であっても、遠いところを自転車、一生懸命踏んでいきよる、あれは私はすごい教育やなと感動するんですけど、そういうことはほんまに教育であつてね、やっぱりそりゃ、優秀な人材であれば、またそれなりの今、国でも方法があると思うしね。やっぱり、自分の人生にすぐ何するんやけどね、やっぱりこういう、余り何もかも無償でというようなことはなかなか。小さい自治体の市議会議員として、やっぱり賛成しようが反対しようが、何の意見もないと思うけどね。個人的にはちょっと賛同しかねます。

○印部久信委員長　　ほかに。  
蛭子議員。

○蛭子智彦議員　　紹介議員として、一言だけ。この給付型奨学金制度というのは、今の政権、安倍総理が2012年の総選挙のときに、やはり自民党として給付型奨学金の創設を目指したいということで、選挙公約として出されました。その後、財源の措置の中で、いろいろ三つの矢とかいうようなことで、さまざまな財源確保に非常に苦しんでるといのか、なかなかできていないというような状況があるんですけども、非常に関心を持って努力されてるといふうに、それは聞いております。

それと、滞納されてる方に対しては、債権回収機構のようなものがあって、非常に奨学金の返還に対して、状況をつかみ、先ほどの悪質な滞納者ということについての整理を行っている。それから、返還免除、あるいは返還猶予、そういった制度もつくられつつあります。そして、仮に戻せない場合は、自己破産という形でなっていくますので、非常に社会的な制裁も厳しいものになっているというのが状況だといふうに思います。ですから、悪質な滞納者に対する措置というのは政府のほうでも措置がとられているといふうに理解をしておると。

それともう1点、これは兵庫県議会が、参考までなんですけども、平成25年12月議会で、この趣旨に基づく意見書を採択しているということも報告をさせていただきます。

以上です。

○印部久信委員長　　ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)



○印部久信委員長 質疑がございませんので、質疑を終結いたします。  
暫時休憩します。

(休憩 午前10時58分)

(再開 午前11時00分)

○印部久信委員長 それでは、再開します。  
これより委員間討議を行います。何か御意見ございますか。  
原口委員。

○原口育大委員 今、紹介議員なりの話を聞かせていただきました。その中で、蛭子紹介議員も、安倍総理が約束をしてるんだし、推進してほしいという趣旨であったかと思えます。実際今、文科省の有識者会議では、7月に給付型奨学金創設を将来的に検討すべきという提言も出してますし、国も、8月には子どもの貧困対策に関する大綱を閣議決定されまして、所得連動の返還型の奨学金制度の導入とか、教育費負担の軽減を重点的に施策として取り上げて、総合的な子供の貧困対策を図ろうというふうにされておると思えます。  
こうした状況の中で、高校の授業料無償化であったり、これについてもある程度所得制限を設けられましたし、相談窓口、例えば返還が苦しくなったときの相談窓口の対応を充実させるとか、いろいろ対策を打たれてると思えますし、国公立大学等についても、あるいは私学の中でも給付型の、本当に優秀な学生に対しては給付型の奨学金制度も持ってますし、そういうものを拡充していく、そういった努力をされてますので、私は今、この全てとはいいませんけど、かなりの全ての希望者に行き渡るような奨学金制度を国に求めるというのは、総合的に貧困対策を進めていく上では、ちょっと好ましくないんじゃないかなというふうに思ってますので、私はその趣旨にはちょっと賛同しかねるということであります。

○印部久信委員長 ほかに。  
吉田委員。

○吉田良子委員 原口委員の意見もあります。ただ、先ほど言われたように、自民党が一昨年の総選挙で公約をこのことで掲げておりますけれども、しかし、今まだ見送っているというような状況があります。国のほうも、先ほど言われたように利子の分についても10%から5%に変えるとか、いろいろ努力はされつつありますけれども、しかし、公約

をしながら見送るといふところで、議会在こういふふう意見書を出すことが、その後押しになるといふふうには考えております。

先ほど、紹介もありましたように、平成25年12月13日に兵庫県議会在奨学金制度の充実を求むる意見書といふのも出してあります。そういふふうには、全国各地からこういふ声を議会在上げていくことによつて、自民党の考え方を後押しするといふようなことになつてきます。先ほど、サイエンスを担当している今若先生の話がありましたけれども、サイエンスといふクラスは、ある一定学力が、優秀な方が入るクラスでありますけれども、その中にあつても進学を断念せざるを得ないような今、状況が生まれていふのは大変残念なことでありまふ。そういふ子供たちを後押しするためにも、やはり給付型の奨学金制度を、やはり国で早く実現するためにも、この請願書は可決すべきだといふふうには思つてあります。

○印部久信委員長       ほかに。  
阿部委員。

○阿部計一委員       無償化やつたら、それはまあ、確かに皆、喜ぶと思ふけども、これは全部無償化や、授業料も何も要らんやいふたら、これはもう日本の国はだめになつてしまふと思ふ。何も努力せんよになつてくる。やはり、そのときの家庭の事情で行けないときもあるけど、これはまたある意味で、それを糧に頑張る子供もおるし、だめになる子供もおるかもしれん。そやけどやつぱり、それは、政治やいふのはだまし合ひの時代やから、そんな、言ふたことを必ずやりよるかといつたら、はっきり言つてやつてないし。

兵庫県議会在の話も出たけど、今はもう全国の自治体に恥さらして、兵庫県議会在いふたら信用の「し」もないよな状況の中であつて。あのテレビのていたらく、ほんま、我々ほんまに、我々もそんな話関係ないけど、とばっちり食らうとんねん。そやから、この件については、私はほんまに今までどおりで、そりや内容を変えて、いろいろ出てくれればまた別やけど、今のこの請願事項については、やつぱり賛同しかねる、ちょっと賛成しにくいなと思ふます。

○印部久信委員長       ほかに。  
谷口副委員長。

○谷口博文副委員長       私はこれ、日本国民の税を日本国民に使うんだつたら、私はこの給付型、そりや大学の無料化といふか、そんなんまではとてもじゃないけど制度として成り立たん話で、ただ、今、奨学金、有利子、無利子のやつを給付型、若干これを採択したところで、やつぱり特定のそれなりのトップレベルのところには給付型といふのは、こ

れはもう国が採択してもできらんのよ。ただ、そやけど、こういう制度として、日本国民に対してのそういうふうな教育のための給付型やったら、私はこれ、賛成に回りますわ。

○印部久信委員長 木場委員。

○木場 徹委員 私はこれに賛成をしたいと思います。というのは、今、消費税のアップで庶民がいかに苦しんでいるかということで、景気もだんだんと悪くなるような感じですよ。ですから、消費税のアップと逆に、10%という話もありますが、こういうところで弱者を救出するというか、助けるのも一つの案であると考えております。

○印部久信委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○印部久信委員長 これで討議を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○印部久信委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

請願第4号、国及び兵庫県に対し、「給付制奨学金の創設を求める意見書」の提出を求める請願について、採択すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○印部久信委員長 挙手多数であります。

よって、請願第4号は採択すべきものと決定しました。

採択すべきものと決定した請願第4号について、当委員会で意見書提出の発委を行うことについて御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○印部久信委員長 異議がございませんので、発委を行うことにします。

意見書案及び提出先については、後刻検討をいたします。

それでは、ちょっと暫時休憩しましょうか。

暫時休憩をいたします。

再開は11時20分とします。

(休憩 午前11時07分)

(再開 午前11時20分)

○印部久信委員長        それでは、再開します。

次に、議案の審査に当たり、提案理由の説明についてお諮りいたします。

付託案件については、本会議において説明を受けておりますので、質疑から行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○印部久信委員長        異議がございませんので、提案理由の説明は省略をいたします。

① 議案第58号 南あわじ市養護老人ホーム条例を廃止する条例制定について

○印部久信委員長        それでは、議案第58号、南あわじ市養護老人ホーム条例を廃止する条例制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

原口委員。

○原口育大委員        この議案では、準用規定の中に自治法の規定を入れるということですが、けれども、今までは、そしたら自治法だけであったので、不便があるというか、これを、準用規定を入れることによって、どのように変わりますか。

○吉田良子委員        58号ですね。

○印部久信委員長        58号です。

○原口育大委員        あ、57号か、私が言ってるのは。

○印部久信委員長        谷口副委員長。

○谷口博文副委員長 要はこれ、本会議でも質問があったと思うのやけど、さくら苑を、もう、建物から全部、なんもかんも譲渡した上で、どこがやると言うてましたか。さくら苑の運営。

○印部久信委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） さくら苑の後方につきましては、淡路島福祉会というところでございます。

○印部久信委員長 谷口副委員長。

○谷口博文副委員長 要は、私が聞きたいのは、利用者が今までどおりのような利用料金並びに、あそこも南あわじ市民が最優先して入所できる施設やというような理解をしとんのやけど、そのあたりは確約というか、淡路島福祉会に今後の運用を委託するわけでしょう、このあたり、南あわじ市民を最優先として入所できる、それと、利用料金も現状である、なおかつサービスが上がると、そういう理解でよろしいですか。

○印部久信委員長 また第66号で、その点について議案としてありますので。とにかく、議案第58号のみについて、一遍、質疑をお願いします。

ほかに。

吉田委員。

○吉田良子委員 議案第58号の、政策等に係る形成過程の説明資料というのがあります。これで、民営化が適当であると判断したというふうに書いてありますけれども、今、特別養護老人ホームの職員というのは何人いるんでしょうか。

○印部久信委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） ただいですが、夜間のパートを含めると、22名でございませう。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そのうち、正規職員というのは何人いるんでしょうか。

○印部久信委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 10名でございます。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 提案説明のときに、民営化することによって十分なサービスが提供できる、今の状態では薬をやったり入浴ぐらいしかサービスができないというような説明がありましたけれども、この間の職員の平成24年度ぐらいからの正規職員の変更というのは、どういうふうになってますか。

○印部久信委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 正規職員につきましては、24年度以降につきましては、2名が退職ということで、減員となっております。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 決算資料なんかを見ても、平成24年は正規職員が14人、25年度は12人、今は10人というふうにはずっと減っていったわけですが、本来なら正規職員が減れば、正規職員の減った分を臨時パートで補っているということになってるんですけど、本来必要だった14人をなぜ確保できなかったのかということをちょっとお尋ねしたいんですけども。

○印部久信委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 正規職員につきましては、養護老人ホームの設置基準というのがございます。24年度当時は92名か94名かの定員でございまして、それに基づく配置でございました。今、定員につきましては72名程度ということで、職員の配置基準が少なくなったというような原因もございます。そういうことで、正規ではなく臨時のほうで対応したというようなことでございます。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員　　ここは定員100名ということで、この25年度の決算資料なんかでも、さくら苑の管理運営を行うということになってますけれども、その定員が72名というふうには少ないわけですが、その要因についてはどういうふうに判断してますか。

○印部久信委員長　　長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司）　　この要因につきましては、養護老人ホームにつきましては、低所得者もしくは環境上といいますか、虐待とかそういうことで生活が、養護を受けにくい方々を入れてたわけでございます。そういうことで、入所判定委員会もございまして、その入所判定に申し込みのほうが少なくなったということと、それと、そういう経済的・身体的というような理由の方が少なくなったというふうなことだと思っております。

○印部久信委員長　　吉田委員。

○吉田良子委員　　今、その現実として、この間も言われておりましたけれども、所得の低い方というのと、介護の関係の人たちも入れてるという話がありましたけれども、その72人のうち、介護と生活困窮の人との割合というのは、人数はわかりますか。

○印部久信委員長　　長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司）　　特定の入所者につきましては50、通常養護の入所者につきましては定員50ということになっておりまして、その中で、認定を受け、サービスを受けられる方が今、特定については31名というようなことでございます。

○印部久信委員長　　吉田委員。

○吉田良子委員　　そしたら、介護のほうの方の人数が少ないということになるんですか。

○印部久信委員長　　長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司）　　介護だけでは、養護のほうも定員いっぱいではございませんが、どちらも少ないということでございます。

○印部久信委員長　　吉田委員。

○吉田良子委員 人数をちょっと教えてもらえますか。

○印部久信委員長 数字、出ますか。

長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 今現在でよろしいでしょうか。ただいまの人数につきましては、養護が37名、それから特定が31ということで、68というようなことでございます。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 定員を大きく割ってるわけですがけれども、この間の説明では、これ、民営化になれば50対50を堅持するというような説明がありましたけれども、これは相手先との交渉でこういうふうになってる、現在もそうですから、それを踏襲するということの約束でいくというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○印部久信委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 現在のといいますか、養護の規定ということで、入所判定委員会につきましては、市のほうに判定委員会がございます。ですから、入所については、その判定委員会を経過した暁でなければならないので、受けられた法人さんの思うように入所を決定できるということではないので、今の状態で入所が続いていくというようなことでございます。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それと、介護の関係ですけど、今、国の制度改正もあったりして、介護度4、5を重点にという話がありますけれども、そこら辺ではやはり、必要な方は介護1からでも、認知症の問題とかいろいろ、家族の介護の状況なんかを見ても、やっぱり1、2の方も入りたい人がいると思うんですけれども、そこら辺はどういうふうに今後なっていくのでしょうか。

○印部久信委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 入所につきましては、介護認定が必須ではございません



ので、これからもやはり、低所得者もしくは身体的、いわゆる経済的、そういうところで入所ができるということをございます。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そういう介護1、2の方も受け入れる要素があるというふうなことで、現在もそうなんですか。

○印部久信委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 先ほども申し上げましたとおり、判定委員会の中で、経済的もしくは身体的にのみ判断をさせていただいております。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それともう1点、職員の関係ですけれども、今、10人と言われましたけれども、行政職と技能労務者というか、そういう方がいると思うんですけど、その割合について伺いたします。

○印部久信委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 割合につきましては、技能職のほうが4名、あと6名が一般職でございます。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 このさっき言った説明資料では、その効果及び費用で人件費の削減になるというふうに書かれておりますけれども、行政職の方は、民営化になっても市の本体業務というのはいけると思うんですけど、技能労務職というの、市内でも限られた現場しかないと思うんですけども、そこら辺の対応についてはどうなんでしょうか。

○印部久信委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 職種変更の試験を受けた結果により、一般行政職のほうの配置となる一方で、ならない方については、その専門を生かした部署に配置されるとい

うふうなことになるかと思えます。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 その専門を生かした職場というのは、具体的に。

○印部久信委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 専門につきましては、うちの管理しております伊加利デイサービスセンターであるとか、包括支援、うちの調査員関係もそうなのですが、当課のほうにそのような専門的な分野の職員が配置できるのかなど、そういうように思っております。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 今の答弁でよろしいのでしょうか、部長。

○印部久信委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） 配属先については、どういったところになるかわかりませんが、今、さくら苑におられる方は、大体の方が介護福祉士ですとか、そういったような資格を持っておられますので、可能であればそれらを生かせるような職場、もしそういうところがなければ、また別の仕事ということになるかもわかりませんが、その辺はまた今後、考えていくことになると思います。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 本来、行政職の試験を受けて行政職になっていただいて、その中で包括支援センターの仕事をするとか、長寿福祉課の中で介護福祉士とか、そういう資格を生かせるような状態を、本来つくっていただけたら一番いいと思うんですけど、その点、どうなんでしょうか。

○印部久信委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） ちょっとその辺のところまでは、まだちょっとはつき

りどういうふうにとというのは、ちょっと私のほうでは把握できてない状況です。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 今言われた、その技能労務職の仕事というのは、給食センターとか、ある一定限られた分野になってきますので、そういうところではそういうこれまでの経験というのはなかなか生かし切れないというふうに思うんですけど、その点、どうでしょうか。

○印部久信委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） 先ほども申しあげましたように、できるだけ経験とか資格とか、そういったものを生かせるようにとこのを基本に考えることになると思いますが、それが必ずしもそういうふうに行くかどうかはちょっとわかりませんので、その辺については今後の検討になろうかと思えます。

○吉田良子委員 一旦、終わります。

○印部久信委員長 ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○印部久信委員長 よろしいですか。

質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより委員間討議を行います。何か御意見ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○印部久信委員長 ないようですので、これで委員間討議を終結します。

これより採決をしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○印部久信委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第58号、南あわじ市養護老人ホーム条例を廃止する条例制定について、原案のと

おり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○印部久信委員長 挙手多数であります。

よって、議案第58号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

② 議案第59号 南あわじ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定について

○印部久信委員長 次に、議案第59号、南あわじ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

吉田委員。

○吉田良子委員 私も、これまでいろんな条例を見てきたんですけども、こういう条例というのは初めての経験です。というのは、市の基準というのは、国の定める基準に従うというようなことで、その中身というのが全然ないわけです。

それで、ちょっと調べますと、洲本市や淡路市なども同じようにこれから議論する60号、61号の議案も出てるわけですけども、それぞれやはり総則があって、その基準がずっと書かれているわけです。それは国の基準にのっとる部分もあるんですけど、市独自の部分もあるということで、なぜこのような条例提案になったんでしょうか。

○印部久信委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） ただいま御質問いただきました件についてですが、条例提案の形にということですが、まず、南あわじ市においては、国の基準の委任型というふうな手法をとって上程させていただいております。多分、淡路市、洲本市さんにとっては、その引き写し型というふうな形の条例提案かと思います。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そしたら、これからそういう基準については、国が決まった時点で市は条例をつくるというようなことなんでしょうか。

○印部久信委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） はい。国の基準を市の基準とするというふうなことでございますので、そのようになります。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 これは、いろんな保育事業について、市もある一定、国の基準を超えた部分でできるところもあるんですけども、そういうことは全然視野に入れずに、もう国の基準をそっくりそのまま適用するという考え方なんでしょうか。

○印部久信委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） まず、この国の基準は、まずは最低基準でございます。南あわじ市においては、地域の実情に国の基準と異なる内容を定める事情がないということで、国の基準を市の基準とさせていただいたんですが、まず、独自の追加というところで、多分、他市ではよく暴力団の排除条例、それを追記してある市もあったかと思えます。しかし、南あわじ市においては、暴力団排除条例が平成25年4月に一応、制定をされております。ですので、それをもって追記の必要なしとして判断をさせていただきました。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それと、先ほど申し上げましたけども、いろんな自治体でこの6月、9月、この条例提案というのがありますけれども、自治体によっては、後で出てくる職員と子供の比率の割合とか、小規模保育所の保育士のあり方とか、いわゆる国の基準よりも上乘せ基準という形で条例が制定されるところも、今、全国で広がりつつあるんですけども、市はもうそういう考え方は一切ないという形の中で、今回、このようなことになったんでしょうか。

○印部久信委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 今、おっしゃられたその国の基準を上回る基準というところは、もうごくわずかだと思っております。国の基準に沿って、今後、市の認定、また確認事務というところの事務を行っていく予定ですので、それ以上の内容を定める予定はござ

いません。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 ごくわずかだというふうに言われますけども、そのごくわずかが子供たちにとってはよい方向で行ってるわけですけども、南あわじ市としては、これまでも、子育て支援を頑張るといような市長の見解が常々あるわけですけども、そういうところでは何か、国の基準をそっくりそのままするというのはいかがなものかというふうに思うんですけど。

○印部久信委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） まずは国の基準に沿って事務を進めていきたいと思います。また必要があれば、まず、一部の内容については規則で定めるということもあるかと思っております。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それは、はっきりさせていただきたいというふうに思います。規則ということになりますと、議会にかからないわけであります。議会で審議するというようなことにならないわけですから、やはり条例の中できっちりと市の上乗せ部分があるんだったら、それを提案してくるというのが本来の姿ではないのでしょうか。

○印部久信委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） それが本来の姿と言われればそうかと思います。今、現時点では、南あわじ市は国の基準どおりとするということで、今回、上程をさせていただいております。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 一つ、そしたら具体的にお伺いいたしますが、保育料も今、物すごく皆さんが関心を持っているところでありますけれども、こういうふうな制度の中で、保育料の上乗せ徴収というのが国のほうで認められるような形になっております。こういうことについて、国の基準を踏襲するということになれば、上乗せ徴収も可能だというふう

判断されるわけですけど、それでいいんでしょうか。

○印部久信委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 上乗せ徴収については、学用品であったり、また、いろんな保育料とは別の必要経費として徴収するものですので、これは徴収してできるものと解釈しております。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 できるものですけども、それをいいというふうに判断してるんでしょうか。

○印部久信委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 上乗せ徴収をする場合には、施設なり事業者が保護者に説明責任がございます。その中で了解を得た上での徴収ということであれば可能と理解しております。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そういうことが、この国の条例の、国の制度に準じていったら、そういうことになるわけですけども、そういうことが今回の提案の中には書かれてないわけです。そういうことになれば、何かわからないままにこの条例が通っていったというふうなことになります。

そやから、もう一度、国がはっきり方向を示して、国の基準どおりするのであれば、国が決まった時点を出していったらいいんじゃないんでしょうか。

○印部久信委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） この9月に上程するという時期についてでございますが、また来月、10月、11月にかけて、また幼稚園、保育所、また、認定こども園等がある施設につきましての園児の入所募集というのが開始されます。それに向けての準備というところで、今回、この時期に上程をさせていただいております。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 何もかも曖昧なままで国の基準に準じるということでなしに、市が裁量権がある保育料なんかについてもどうするんやということが書かれてない中で、こういうふうなことを決めていくというのは、保護者に対してちょっと無責任だというふうなふうに思いますが。

○印部久信委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） ただいまの保育料につきましては、募集段階ではまだ決まっていな市町村がほとんどだと思います。公定価格が公表されるのが若干おくれたせいもあるんですけども、まずは保護者の方につきましては、また決まり次第、それぞれに報告なり説明をさせていただきたいと思いますが、今の段階で保育料はまだ決定段階ではございませんので、その内容は今回のこの確認事務の中には、あえて入れるものではないかと思っております。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 ただ、本当にこれ、この条例提案というのは、各施設の認定基準は運営基準、そういうのが全然わからないままで、国のやつを踏襲するというのは、本当にちょっと無責任な今回の提案だというふうに思っております。

以上です。

○印部久信委員長 ほかに。

谷口副委員長。

○谷口博文副委員長 条例で、もう基本的なことをお尋ねするんやけど、私も若干、法の条例の制定にかかわったあれで言うんやけど、国の制度として法整備されたら、当然、上位法として、自治体の条例制定に当たっては、あくまでもそれを基本線にして準則的なやつで条例制定すると。ほんで、それを上回るようなことをすれば、財源的なやつというのは、当然、当市で、例えば幼稚園だったら3人に1人のやつを2人に1人配置するような条例を制定したら、それに伴う市の持ち出しというのはふえますわな。

○印部久信委員長 福祉課長。



○福祉課長（田村愛子） 上乗せした基準内容についての、その国からの補助というの  
はありません。

○印部久信委員長 谷口副委員長。

○谷口博文副委員長 ありませんよね。これ、あくまでも条例というのは、自治体での  
あくまでも条例であって、法とか施行令とか、上位法に逸脱するような条例制定というの  
は、私はあくまでも、我々も今まで経験上、国が制定した法をあくまでも準則的に当市に  
見合うような条例制定をしてきてんけど、今回、そういうことですよ。

○印部久信委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） はい。この条例の中には、参考資料でもお渡しをさせていた  
だいております、従うべき基準と参酌すべき基準というのに分かれております。これ以下  
ではいけないということですので、御理解いただきたいと思います。

○谷口博文副委員長 よく理解できました。

○印部久信委員長 ほかに。ありませんか。  
木場委員。

○木場 徹委員 説明資料の中で、将来にわたる効果と費用ということで、効果の中で、  
幼稚園、保育所、認定こども園、地域保育型の検討・充実につながるということでありま  
すが、具体的にこれ、どんな格好で充実につながるんですか。何か決まって、何か方針と  
かそういうことを考えられとるんですか。

○印部久信委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） つながるといふか、保護者の方から見れば、選択肢が広がる  
というところがございます。

つけ加えます、済みません。保育施設の選択肢が広がるというところかと思っております。

○印部久信委員長 木場委員。

○木場 徹委員           これ、例えば具体的に言いますと、幼稚園の場合、今、4時で終わって帰っておるんですが、それが例えば、延長保育につながるとか、そういうことで充実につながると、そのような考え方でよろしいんですか。

○印部久信委員長       福祉課長。

○福祉課長（田村愛子）       具体的な例を今いただいたんですが、そういうことではないです。

○印部久信委員長       木場委員。

○木場 徹委員           具体的には、そしたらまだ考えてないということによろしいですか。

○印部久信委員長       福祉課長。

○福祉課長（田村愛子）       今申しましたように、今回というか来年4月からの子ども・子育て支援制度の中で、保育園、幼稚園に対する申し込み方法についても、若干、少し異なるというところで、今、再度申し上げますが、その認定1号、2号、3号という、保育の必要度に応じた認定によって選択肢があり、また、地域子育て支援事業という形の一時延長、13事業あるんですが、それらにおいてもまた利用していただけるというふうな、そういう形で理解をしております。

○印部久信委員長       よろしいですか。

吉田委員。

○吉田良子委員       今度、保育所を、今言われたように、1号、2号、3号と、年齢と時間とで分けるという話であります。今までだったら保育所に入りたい場合は、市に行って申し込みをしてという形になりますけれども、今後、来年4月からは子供たちに、1号認定ですよ、2号認定ですよ、3号認定ですよというような形で振り分けていくということになるんですよ。

○印部久信委員長       福祉課長。

○福祉課長（田村愛子）       今までは、保育に欠ける児童をお預かりしてた、保育所においてはそういう形でしたけれども、来年度からは、保育を必要とする場合は、要件がかな

り拡充されまして、お預かり、かなり必要の範囲が広まったので、利用、かなりして、今まで利用できなかった人も利用していただけるというふうな形の中で、1号、2号、3号というふうな3区分に分類をして、それぞれの認定に合った施設を選んでいただくということでございます。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 広がるという話でありますけれども、これも国の基準で具体的なことが条例の中でうたわれてないわけですから、何か手探り状態で、私たちもこれを議論しなくてはならないような状態になってますので、このような条例提案というのはいかなものかということを変更して申し上げておきます。

○印部久信委員長 ほかに。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○印部久信委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。  
これより委員間討議を行います。何か御意見ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○印部久信委員長 それでは、これで討議を終結します。  
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○印部久信委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。  
議案第59号、南あわじ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○印部久信委員長 挙手多数であります。  
よって、議案第59号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○印部久信委員長 昼食休憩のため、暫時休憩をいたします。  
再開は午後1時とします。

(休憩 午前11時55分)

(再開 午後 1時00分)

③ 議案第60号 南あわじ市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める  
条例制定について

○印部久信委員長 再開します。

それでは、議案第60号、南あわじ市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を  
定める条例制定についてを議題とします。

これより、質疑を行いたいと思います。

質疑ございませんか。

吉田委員。

○吉田良子委員 この事業については、国が待機児童を解消するというところで、消費税  
10%を見込んで、その財源1兆1,000億円を充てるということでありませけれども、  
その財源についてはまだいまだはっきりしておりませけれども、このことによって、い  
わゆる都市部の中では待機児童の解消につながる施策の一環かなというふうに思ってお  
りますが、南あわじ市でこの条例が制定されるということになれば、どういう変化が起こっ  
てくるのでしょうか。

○印部久信委員長 福祉課長。

○福祉課長(田村愛子) このたびのこの家庭的保育事業の種類として4種類あるわけ  
でございますが、これを条例化することによって、今現在、市内にある事業所保育が6カ  
所、これは病院等の従業員用の保育所というようなことですが、こういう事業所が6カ所  
ございます。そんな中で、もし事業者がこういう、これの申請をするに至っては、事業所  
内保育については、地域枠という形で、地域の子供も定員に対する比率として、何人か受  
け入れるという対応がしていただけるということで、それも待機児童は市内にはないんで  
すが、一時預かり的な部門では、少し枠が広がるかなと思っております。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それもいわゆる病院内のところが申請しなければいけなくて、申請しなければ今までどおりの運営ということになるんですね。

○印部久信委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） はい。そうでございます。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 これもいわゆる公定価格というか、その子供を1人預かるのに幾ら要るかとかいう計算のもとで事業所はそれなりの判断をしていくというふうに思いますけれども、このことによって、今、A型、B型、C型というふうに国のほうの条例では決まっておりますけれども、この保育士のあり方というのは、A、B、C、それぞれ違うようなことになってると思うんですけど、その点、お願いしたいと思います。

○印部久信委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 今、おっしゃられてるのは小規模保育のA型、B型、C型の件だと思います。まず、そのA型、B型、C型の三つの違いといいますのは、保育士さんの配置の関係のところが一番最も大きいわけでございますが、A型に対してB型につきましては、保育士さんがA型に対しての2分の1以上であればいいというところでございます。それから、C型に対しては、児童数も若干減っております。小規模事業所につきましては、6人から19人以下でございますが、C型については6人から10人以下でもいけるということでございます。

それから、保育士資格についても、C型については家庭的保育者ということで、またこれから、今後の話になるんですが、県が行う、また市が行う研修を修了することによって家庭的保育者として従事できるということが大きく違うところかと思えます。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そういう保育士のこれ、あり方というのが問われてくると思うんですけども、先ほどの、前の条例のときも申し上げましたけれども、これ、上乘せという形で自治体によっては保育士をA型、B型、C型も同じようにするとか、B型の有資格者、

保育士の割合を高めるとか、C型についても同じようにするというようなことが提案されてるところもあるんですけども、そういう考えは市にはないというようなことでよろしいのでしょうか。

○印部久信委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 今現在におきましては、この基準、国の基準に準ずるといふような方向でおります。また、都市部ではかなり保育士さんの確保が可能なのところもあるかと思いますが、やはり地域のほうに来ますと、なかなか保育士確保も難しいところがございます。そこで、また国が企画しておりますいろいろな保育士の確保というか、人材確保の施策を活用した中で、また対応できることはしていければと思っております。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それと、食事の提供なんですけれども、今、保育所では、保育所の中で調理をして子供たちに提供しているわけですけど、この小規模保育ですと、外注もあり得るといふようなことになっております。そういうこともやっぱり認めていくという内容になるのでしょうか。

○印部久信委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） はい。まさしくこの条例にはそのように書かれておりますし、また、子ども・子育て事業支援計画の最終年度であります31年までにおきましても、経過措置というのがとられておりまして、外部参入も可能といふようなことになっております。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それと、1人当たりの面積なんですけれども、食事や遊び、生活のスペース、年齢を考慮した箇所のスペースなんかも、これも市独自でまた決められる内容だといふふうに思いますが、これも国の基準どおりと。

○印部久信委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） はい。国の基準どおりでございます。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 副市長にお伺いいたしますが、このような条例提案というのは、これまでもあったのでしょうか。

○印部久信委員長 川野副市長。

○副市長（川野四朗） 定かには答弁しかねます。わからないということです。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 これ、国の基準がいいか悪いかという問題も含めて、このような提案というのは、副市長としてどう考えてますか。こういう、中身の無い提案というのをどう考えてますか。

○印部久信委員長 川野副市長。

○副市長（川野四朗） 今の段階では、こうする以外にはなかったということでございます。これから、市長も言うておられますように、少子化対策に力を入れていこうということは言うておられるわけですので、今後、どのような形になっていくかは、まだ定かには決めておりませんので、今後を検討して進めていければいいのではないかなと思っております。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そうすると、先ほど課長は、規則で、また違う形を出していきたいというようなことも言うておりましたけれども、規則においても議会に諮るというようなスタンスはありますか。

○印部久信委員長 川野副市長。

○副市長（川野四朗） 議会に諮らなければいけないものについては諮りますが、説明で終われるものであれば説明もしていくということでございます。目玉商品になってきますと、やっぱり説明等は十分に、こちらのほうとしてもしたいと思っております。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それと、先ほど言った家庭的保育の保育者というのは、どんな資格が必要だというふうに考えてるのでしょうか。

○印部久信委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 保育所と同じでございます。保育士の資格が必要でございます。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 これは、県なりで勉強すれば、保育士の資格がなくてもできるというふうに理解してるんですけど。

○印部久信委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 家庭的保育者とありますのは、今、国がまだ企画段階で、はっきりしたことはこの場ではあれですけれども、県なり市が研修を、資質の向上という目的で研修を行いますけれども、その研修課程を経ればある程度の資格が得られるという、その資格については、共通科目もありますし、さらにその専門分野における課程もございます。それらを受講することによって、それぞれの地域型保育、いわゆる家庭的保育事業にそれぞれ携われる資格が得られるというところでございます。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 ですから、先ほど言った保育士とは違うというところははっきりさせていただきたいと思うんですけど。

○印部久信委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 保育士も必要ですし、この補助的な家庭的保育者というの必要になってくるということです。



○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 ちょっと意味合いが違うと思うんですけども、やはり家庭的保育者というのは保育士ではないというところは、はっきりさせていただきたいと思うんですけど。

○印部久信委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 今は保育士ではないですけども、この家庭的保育者が決められた研修課程を経ることによって、さらに保育士を目指すチャンスもあるということで御理解いただきたいと思います。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 意味合いが違うということをはっきりさせていただきたいというふう  
に思います。  
一旦、終わります。

○印部久信委員長 ほかに。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○印部久信委員長 なかったら、吉田委員、もうよろしいですか。  
吉田委員。

○吉田良子委員 私は先ほど、さっきの条例と一緒に、淡路市、洲本市なんかはきっちりしたというか、国の基準に沿って条例というのがちゃんと提案されているわけですけども、南あわじ市は、職員にそれだけの能力はあると私は思ってる中で、こういう提案をされてきたというのは、本当に残念で、具体的にもっと議論もしておきたいところなんですけども、本当に残念な内容になってるということを改めて申し上げておきます。

○印部久信委員長 ほかにありませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○印部久信委員長　　これより委員間討議を行います。何か御意見ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○印部久信委員長　　それでは、これで討議を終結いたします。  
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○印部久信委員長　　異議がございませんので、これより採決を行います。  
議案第60号、南あわじ市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○印部久信委員長　　挙手多数であります。  
よって、議案第60号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

④議案第61号 南あわじ市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について

○印部久信委員長　　次に、議案第61号、南あわじ市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

谷口副委員長。

○谷口博文副委員長　　ちょっと基本的なことをお尋ねするわけですが、この放課後児童健全育成事業というのは、放課後子ども教室というか、要は学童保育をされてないところに対して施策としてやっとする、そういうことでよろしいんですか。まず、実態というか、そのあたりをちょっと説明してください。

○印部久信委員長　　福祉課長。

○福祉課長(田村愛子)　　済みません、放課後子ども教室と、学童放課後児童クラブの

違いですか。

○谷口博文副委員長 学童保育をしてないところが、この放課後何とかというやつをしよるのかなと思うて。また全然違うんけ、聞きよることは。

○印部久信委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 今、市内で10カ所、学童保育を行っております。未開設校区につきましては、教育委員会部局の放課後子ども教室ということで、週に1回なんですが、子供の居場所づくりをしていただいております。

○印部久信委員長 谷口副委員長。

○谷口博文副委員長 この週1回実施しとる、10カ所以外のところでしとる市内の学区区というか、そのあたり、週1回の何曜日、具体的な実態をちょっと教えてください。これ、また違うのか。ここで聞いたらあかんのか。学童保育と放課後子ども教室の違いをちょっと教えてもらえんかな。

○印部久信委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 放課後子ども教室というのは、全ての子供が参加できる教室です。学童保育というのは、今、今回上げさせていただいてる放課後児童健全育成事業、いわゆる学童保育になるんですけれども、これにつきましては、就学児童が家に帰っても誰もいない留守家庭ですね、そういう子供さんたちをお預かりして、遊びや生活の場を提供しているというところでございます。

○谷口博文副委員長 わかりました。終わります。

○印部久信委員長 ほかに。  
阿部委員。

○阿部計一委員 これ、放課後児童健全育成事業というのは、学童保育で預かっている子供が放課後、そういう意味で、その児童の放課後の健全育成についてという意味なんですか。

○印部久信委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 放課後児童健全育成事業イコール通称学童保育というようなことをお願いします。

○印部久信委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 ということは、全ての児童に当てはまるということではないわけですね。どうですか。

○印部久信委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） はい。先ほど申しあげましたように、家に帰っても誰もいない留守家庭の子供さんたちをお預かりしているというところです。時間にしては放課後、小学校が終わった放課後から午後6時まで、保護者の方が仕事が終わるであろう時間帯までお預かりしているというところでございます。

○印部久信委員長 川上委員。

○川上 命委員 直接この問題には関係はないんですけど、59号、60号、61号とそれぞれ条例制定についていろいろと議会とのやりとりを聞いておりましたが、ただ、私が言いたいのは、これ、担当課として完璧な答弁をしとるように思いますが、保育・教育について、南あわじ市は平等に行われておりますか。担当課として、どない思いますか。

○印部久信委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 平等にと言われますと、平等ではないです。今、子ども・子育て支援事業計画というのを、来年度から5カ年の計画を策定に当たって、事務を進めておりますが、平等になるように、最短で5年間でなれば一番いいんですけども、段階的にそれに向かって進んでいるというところでございます。

○印部久信委員長 川上委員。

○川上 命委員 確かにこの条例制定とか、いろいろ国や県のやつが、それぞれ議会のほうも賛同して手を挙げておりますが、全然、実際、実情を見ますと、現状を見ますと、

そういったことが目に見えてこないということで、非常に我々地域としては、地域差が非常に大きいということで、腹立たしさを覚えるわけですが、担当課としてもう一度、今後そういった平等に近づけるようにやっていただきたいと、かように思うんですが、いかがですか。

○印部久信委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） それはもう、私も願うところでございますが、まず、今市内にある幼稚園と保育所、幼稚園は統廃合も含めて検討されている、保育所も、保育所のあり方検討委員会の提言を受けて、今、少しずつ検討を重ねているというところで、やはり教育部局、福祉部局が連携して、やはり市内どこに住んでおられても公平な子育て支援サービスというのが提供できれば最もいいんですが、今、その現状に至っていない中で、それに向けて今後取り組みたいと思っております。

○印部久信委員長 川上委員。

○川上 命委員 よろしく申し上げます。終わります。

○印部久信委員長 ほかに。  
木場委員。

○木場 徹委員 今回の川上委員のにも関連するんですが、これ、今回こういうことで条例ができますと、今まで小学校3年生の学童児童で預かっているところから、6年生までというふうに、3年間、児童を預かれるというふうになると思うんですが、これ今、10カ所でやっておるんですが、スペースとかいろいろあると思うんですが、今後、南あわじ市で条例をつくった以上は、今10カ所でやっている学童保育という名のもとに当たっているんですが、それを6年生までに拡大していく予定ですね。

○印部久信委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） はい。国はそのように義務化をしております。

○印部久信委員長 木場委員。

○木場 徹委員 国がこうして少子対策とかいろいろなことで積極的に取り組んでいる

んですが、今、川上委員も言われたとおり、いまだに学童保育ができてない小学校があるわけで、我々、15日に現場視察ということで、各学校を回るんですが、格差がこれ以上開くと、何か、あるところとないところと、同じ納税負担をしながら、そのサービスがこれだけ開くということは、今後、どういうふうになっていくんですか。このまま放っておくんですか。

○印部久信委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 放っておくということはまずないです。地区の保護者の方々からの要望を受けて、努力はしておりますが、なかなか現場と、また、こちらのニーズとはなかなか調整がつかないということが一つあるんですが、場所さえ確保できれば、あとは環境整備や人材確保に向けては努力をさせていただきたいと思います。

○印部久信委員長 木場委員。

○木場 徹委員 ちょっと具体的に聞かせてもらいます。それでは今、旧の西淡地域で松帆以外はないんですが、具体的に来年度、予定のところはありますか。

○印部久信委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 今現在は、来年度の予定は、今のところないです。

○木場 徹委員 もう終わります。

○印部久信委員長 ほかに。

谷口副委員長。

○谷口博文副委員長 兵庫県の長田のほうで凶悪な小学校1年生の子の、ほんまに誘拐とか虐殺されたような、そういう事件がありますわな。当然、やっぱり自宅へ帰っても見守る人がいてないと、見る人がいてないような家庭で、やっぱりああして小学校1年生の少女が、幼い少女が、訳のわからんようなおっさんかおばさんかわからんのやけど、惨殺されたというような事件がありますわね。あんなのも、身近な報道として、やっぱり子育て世代の親御さんたちは働きに行くと。学童保育というのは必要性というのは、課長、十分に認識していただいとるのやけど、その辺、制度としてはあんねけど、要は、預かる施設がないということで、今、西淡のほうでは頓挫しとるといふような理解で

よろしいんですか。

○印部久信委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） まずはそうです。場所の確保ができないということで、まだ決まっておりません。

○印部久信委員長 谷口副委員長。

○谷口博文副委員長 ということは、場所の確保ができて、それなりに適切な施設整備というか、空調であったりとか冷蔵庫であったりとか、そういうやつができるようなスペースさえ、小学校校区で確立された段階では、間違いなくそういうふうな、今、学童保育をされてない学校校区のところでも実施していただける方向で、課長は考えていただくと、そういうことで理解してよろしいんやね。

○印部久信委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） そういうふうに理解していただいていると思います。

○谷口博文副委員長 わかりました。課長のことなら、何とかやりますわ。

○印部久信委員長 ほかに。  
吉田委員。

○吉田良子委員 先ほど話が出た、今は年齢というか学年が限られた児童しか学童保育を利用できないんですけども、この4月1日から、6年生まで拡大するという方向でよろしいんですね。

○印部久信委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 保護者からの申請があればの話ですけども、これは国のほうから6年生までを対象としなければならないというふうな形ですので、それはそうなんですけど、高学年になりますと、学童だけが子供の居場所じゃないですので、ニーズ調査では高いかもわかりませんが、実際、利用されるのはかなり低くなるんじゃないかと思っています。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 希望する子供だけになってくると思います。それはもう、実際運用していく中で、利用人数がどれだけになるかというのはわかってくると思うんですけど、この面積1人当たり1.65というふうになっておりますけれども、今、南あわじ市は全てクリアしてるというような話も聞いておりますけれども、6年生まで広がれば、この面積で今の施設は可能になるかどうかというのは、検証していかなければならないんじゃないでしょうか。

○印部久信委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 限られた施設なり部屋であれば、なかなか難しいところですが、やはり小学校内の余裕教室で、今やってる学童保育につきましては、放課後であれば空き教室も出てきますので、そこら辺である程度の確保はできるかと思います。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それと、一施設おおむね40人以下というふうに国の基準は定められておりますけれども、南あわじ市で広田は登録人数が50人を超えています。こういうことになれば、いわゆる国の基準にクリアできない施設というのも出てくるんじゃないでしょうか。

○印部久信委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） あくまでも40人という定員はございますが、今の、現在の学童保育にしましても、弾力的に受け入れは行っております。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 国の基準はこういうふうになってるけども、弾力的運用で、それを乗り切るといふ考え方なんですか。

○印部久信委員長 福祉課長。



○福祉課長（田村愛子） そのとおりです。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それはまた、国の基準とは違う方向で考えてるといふようなことでしょうか。

○印部久信委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 弾力的に受け入れもオーケーということなので、そのようにさせていただくということです。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 普通、おおむね40人以下ということになれば、今、広田で行ってるのも二施設というか、ちょっと工夫が要るのかなというふうに思ってますので、そこら辺は、ぜひ面積をクリアするような状態をつくり出していきたいというふうに思いますし、また、その面積も専用区画になってるんで、遊びのエリアとかそういう部分も広げていきたいというふうに思うんですけど、その点、いかがでしょうか。

○印部久信委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 今現在もそういうスペースは確保した上での1.65平米というのはクリアしておると理解しております。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それと、職員の関係ですけれども、今、南あわじ市は学童保育の職員というのは、保育士なり教員免許とか、一応、そういう免許を持ってる方というふうに限定されてると思うんですけど、その点についてお伺いします。

○印部久信委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 今現在、常勤の指導員につきましては、全て保育士並びに幼稚園教諭、また、小中高、さまざまでございますが、一応、資格は有資格者というふうな

形でおります。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 この国の基準でしたら、1人は有資格者で、1人は補助員にかえることができるというふうになってます。そうすると、資格がない人でも可能というようなことになるのでしょうか。

○印部久信委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） そのとおりです。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そうすると、今の南あわじ市の学童保育のあり方から見れば、後退するというようなことになるのではないのでしょうか。

○印部久信委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） これも経過措置として5年間の間に、今の資格がない方につきましては、先ほどの話ではございませんが、県・市が行う研修を受けることによって、幼児教育及び保育に関するさまざまな知識、資質の向上というところの認定、研修を受けることによって認定証が与えられて、無資格で保育に携わるという形ではなくなるかとは思います。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 さっきの話と同じことですが、基本は国家試験がなくても補助員として採用していくというようなことの話だというふうに思います。

それと一応、常勤化というような話もありますけど、その点はいかがでしょう。

○印部久信委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 済みません、もう一度お願いします。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 正規職員として採用するというような考え方はいかがでしょうか。

○印部久信委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 正規としては、今は考えておりません。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そういうこともうたわれているのではないかと思います、その点、いかがでしょうか。

○印部久信委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 学童保育の今、勤務時間なのですが、平日は午後1時から6時までで、夏休み等の長期休暇におきましては、午前8時から午後6時までというふうな勤務時間でございます。よって、臨時職員としての取り扱いというところで行っております。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 国のほうもいろいろ考えて、そういう正規職員の配置というようなこともあるかと思いますが、そこらは全然、考える余地もないというようなことでよろしいんですか。

○印部久信委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 今はこの形で継続していく予定でございます。

○吉田良子委員 意見がなかなかすり合わせないので、これで終わります。

○印部久信委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 補助的な立場で今、従事している方は何名ぐらい。それと、これもち

よっと、うわさですけども、正規の資格がないところで補助員だけでやってるやいうことも聞こえるわけですが、その点と、今言いよった補助員が今、何名ぐらい、その点をお聞きしたいと思います。

○印部久信委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 今、常勤の指導員で、今現在、10カ所で28名おります。それから、登録制の指導員ということで、これは常勤が休暇をとったり、また、急用で業務に当たれないというようなときの補助員、ヘルプというような形で入っていただく方が今、登録では四十四、五名いらっしゃったかと思います。

○印部久信委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 ということは、私が今言いよった、正規の職員がおって、補助員がおると。これが正規なんです、今、私が心配しとった、正規の職員がいないで補助員だけでやってるやないかというような、これはあくまでもうわさであって、そういうことは絶対ありませんか。

○印部久信委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 平日の業務に関しては、それはないと思います。それから、夏休み休暇中ですと、10時間の開設時間というところで、間で常勤が休養というか、1時間、休憩をとります。そんな中で、少し時間差のずれによって、そういう時間帯にひっかかる場合もあるかとは思いますが、そうならないようなシフトをお願いして業務に当たっていただいているのが事務局のほうからの一応、指導ということではやっております。

○印部久信委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 ということは、私の耳に聞こえてきとるのは、まんざらでたらめな話じゃないということなんやな。それから、やっぱり正規のそういう資格を持った人がおって、あくまでも補助される方、臨時職員か何か知らんのやけども、であって、全然おれへのそういう営業というか、仕事についてとるということを知くわけで、やっぱりそういうことがうわさになって聞こえてくる。やはりもし何か事故があったときに、これ、やはり市の責任も問われてくると思うんで、その辺、やっぱり正規のそういう資格を持った方がおって、やはりそういう補助員と、その辺の線をはっきりとやっぱりチェックしてい

なんたら。たまたま今、課長の答弁ですと、何か、急遽、事情によっては補助員だけになることもあり得るようなことを、そんなふう聞こえたんですけども、これは私の聞き間違いですか。そういう場面もあるわけですか、ないわけですか。

○印部久信委員長        どちらが答えますか。  
      福祉課長。

○福祉課長（田村愛子）        シフトにつきましても、やはり補助員と指導員というのは必ず1人ずつ配置の形でお願いはしております。休憩といいましても、隣にいるとか、そない遠いところへは行っておりませんので、何らかのときにはすぐに対応できるという体制はとっております。

○印部久信委員長        阿部委員。

○阿部計一委員        それはまあ、気をつけてほしいと思います。そういうことが耳に入らんように、ひとつ。それと、これはあくまでも課長、学童保育というのは任意ですわね。その点、お願いします。任意というか、要は、そういう希望があって行くんであって、例えば、学校教育の先生の推薦で行くとか、ちょっと、子供も学年が大きくなってきたら、いろいろと放課後、することもあると思う。そういうことも学童保育をやりよんのやから行けとかいう、そういうようなことではなくして、あくまでも家庭の任意で、子供の任意でやってるということですかということですか。

○印部久信委員長        福祉課長。

○福祉課長（田村愛子）        学童保育は、保護者の就労支援ということで、やはり保護者の申請に基づいて行っております。任意でございます。

○阿部計一委員        わかりました。

○印部久信委員長        川上委員。

○川上 命委員        ちょっと副市長か教育長かに答弁願いたいんですけど、先ほどからのやりとりの中で、場所があればと、木場委員が聞いたとき、場所があればと、場所がないからおくれとるという答弁が多かったと思います。これは、何事においても場所というのは大切ですけど、これと、子供教育について平等でないのはわかっていながら、場所がな

いからでは、これはそういった逃げ方は一番ひきょうなやり方であって、そういう答弁の仕方について、どちらか答えてください。そんなことで、子供の不平等になったら弱るしな。

○印部久信委員長          教育長。

○教育長（岡田昌史）          この件については、先般の議会においてもそういうお話がありました。私自身としても、先般申し上げたように、学童保育の設置場所というのは、やっぱり学校が望ましいという思いで発言させてもろうてます。もちろん、学校現場というのは、今度、委員会で管内調査のような形で現地を見ていただきますので、その場でしっかり見ていただければなと思います。今、ここで教育委員会として学校サイドとやりとりした結果というのは、私自身も直接は聞いてないんですけども、学校現場の思いもあると思いますので、その辺は、次回現地を見ていただいて判断いただければなと、このように思っています。

○印部久信委員長          川上委員、よろしいですか。  
川上委員。

○川上 命委員          いやいや、場所がないという、課長も言いよったでしょう。そやから、場所がないないで、ずっとこれで過ごされたら、子供はもうそれで終わってしまうというような。早急にそういったことは執行部と教育委員会と、やっぱり何でもかんでも場所、場所言われたら弱るさかいな。やっぱりそれを解決するという努力が必要やと思うのやけどな。そういうことをしてくださいよという、この答弁が欲しかったわけです。

○印部久信委員長          教育長。

○教育長（岡田昌史）          当然、健康福祉部と両輪のごとくやって、できるだけ対応できるように取り組んでいきたいと、このように思います。

○印部久信委員長          よろしいですか。  
ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○印部久信委員長          質疑がないので、質疑を終結します。

これより委員間討議を行います。何か御意見ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○印部久信委員長　これで討議を終結します。

これより採決をしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○印部久信委員長　異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第61号、南あわじ市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○印部久信委員長　挙手多数であります。

よって、議案第61号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

⑤ 議案第62号 南あわじ市あわじ島まるごと食の拠点施設条例制定について

○印部久信委員長　次に、議案第62号、南あわじ市あわじ島まるごと食の拠点施設条例制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

谷口副委員長。

○谷口博文副委員長　この食の拠点施設の使用料についてお尋ねをするわけですが、このあたりは直売店、売上金額の40%とか、フードコート1平米1カ月で3,400円、このあたりの裁量の幅というのか、その辺はあくまでも市のほうはこういうふうな基準を設けとるのやけど、市長の権限なりなんなりで、この辺の裁量の幅というのはあるんですか。

○印部久信委員長　食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） 料金につきまして、直売店40%、これは指定管理を想定しておりまして、上限という形にさせていただいてます。基準につきましては、今のところ予定のあわじ島まるごと株式会社と調整中ではありますが、最高、例えば箱貸しの場合、今のところ、余り置くような検討はしておりませんが、最大35%、大体、例えばイングランドの丘では30%から35ないしは40というところがあります。そういうようなものも含めまして、上限を40%とさせていただいてます。

また、フードコート1平米当たり3,400円なんですけども、シーパが3,350円程度になっております。その中で、上限ということで、農漁業振興あるいは地域活性化事業との兼ね合いの中で、上限として決めさせていただきながら、指定管理予定の会社の運営上、適切な金額を市長の認可をいただいて決めていきたいというふうに考えております。

○印部久信委員長 谷口副委員長。

○谷口博文副委員長 これ実際、市民の方から聞かれたとき、私も売り上げの40%いうたら、どうも高額というか、負担がすごくてちゅうちょするか、二の足を踏むんやね。この条例が、言うたら出されたことによって、反対に今から食の拠点等々で、直売所等々でしょうかという人からの問いかけに対して、今、施設の直売店の利用料、売り上げの40%やったら、ぼったくりというか、他の施設も15%か20%かいうて、ある程度、天井を決めておるわけですから。これが40%やいうたら、皆、生産者の方々も、これは市のほうが指定管理というか、そういう施設がかなり暴利というか粗利を取りよると違いかというようなあれがあるのやけど、市民に対してどんな説明を私にしたらええか、ちょっとそれだけ教えてください。

○印部久信委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） 今、検討中ではございますが、結論から申し上げますと、手数料、野菜15%程度、あるいは魚10%程度、加工品20%程度というようなめどで、今、検討に入っております。その中で、会社が直接、入る方が単なる加工品を入れるということも想定して、上限を40%というような形にさせていただいております。

○印部久信委員長 谷口副委員長。

○谷口博文副委員長 ですから、この上限40%というやつがネックになって、せっかくそういう食の拠点に対して関心のある生産者等々が二の足を踏んだような状況にある



わけですわ。そやから、この今言うた、調整しよる15%とかいうような記載でこの条例を提案すべきやと、私はそういうふうな思いがあるわけですわな。この売上金額の40%やいうたら、例えばこれ、ほんまに生産者の人にとつたら、売り上げの40%といたつて、一体これ、何ぼで売つたらええんやとかいうような話になってくるわけですわ。こんな40%やて、こんな条例に提案されたことによって、私も聞かれたときに、何や、えらい結構高かつたでと、この平米でも、これ、この上にまた共益費がかかるんと違うんかというような話をしたら、やっぱり出店というか、その辺でフードコート等々で、何か商売しようかというふうな方々にも、これ、非常に高いような賃貸料というふうな認識を持たれとるわけですわな。この条例の提案、このやつは、15とか20とかいうて、今、調整しよるようなやつで、これでけへんのか。

○印部久信委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） 言われることはもっともかとは思いますが。しかしながら、いろんな想定を、逆に言えばいろんな商品がございます。その中で、指定管理制度における利用料金制というのは、条例で上限設定に基づいて指定管理者に指定するものでありますので、あくまでも上限と、その中で、近隣の施設とも比較をしながら、適切な金額を会社とともに調整をしていきたいというふうに思っております。

○印部久信委員長 谷口副委員長。

○谷口博文副委員長 上限はよくわかるとるんですわ。ということは、経営が悪化してきたときには、この売上金額の40%を徴収されへんかというふうな、こういう出店するふうな方々にそういう懸念を持たれとるということなんですわ。そうでしょう。食の拠点の経営が困難になってきたときには、売上金額の40%をその施設に徴収されるというふうな懸念を持つとるねん。この上限が20%だったら20%以上取られへんというふうな、そういう理解がでけんねけんど。

これは、今、調整しよるてあなたは言いましたけど、ここに記載されとるやつが、条例として40%というふうなことになつとつたら、ちょっと経営基盤が、ちょっと経営が悪化してきたときには、それは生産者から売上金額の40%を徴収されるというふうな、普通は解釈しますでしよう、こういうふうな条文化されたら。そう思いませんか。

○印部久信委員長 矢谷副市長。

○副市長（矢谷浩平） お答えをちょっとしますけれども、今、谷口副委員長御指摘の

第10条の使用料、この使用料というのは、指定管理者が市に納めるお金なんです。けどこれもやっぱりアップパーがありまして、アップパー40%で、11条で、その多い少ないは市長の裁量で決められると。今、谷口副委員長がおっしゃってた野菜とか加工品の販売、それについては16条のほうで、利用料という形で指定管理者がその利用者から徴収できるようになっています。ただし、そこもやっぱり上限がありまして、第3項で、使用料の額の範囲内で決められるということです、これはもう、40%がアップパーで、実際のところはその野菜なのか加工品かによって、そのパーセンテージというのは違ってくるというふうに御理解いただきたいと思います。

○印部久信委員長 谷口副委員長。

○谷口博文副委員長 そしたら、副市長、この使用料の額の範囲内という、この別表の、また別表その1ぐらいをつけていただいて、出店者に対しては、今、調整の15%か20%かで野菜を調整しようというような額を提示されましたわね。その別表その1ぐらいのやつで、生産者に関してはこの利用料の徴収は、アップパー20%だったら20%ぐらいという記載はでけへんのですか。

○印部久信委員長 矢谷副市長。

○副市長（矢谷浩平） 直売所で取り扱う品目、恐らく多種多様、多岐にわたると思います。そうした中では、いわゆる付加価値のかなりついているもの、逆に言うと利用料をたくさん取りやすいもの、それから、余り付加価値がついてないもの、さまざまなものがあります。それを全部、ここで別表として書けるかという、なかなか難しいところもあります。

ですので、ここは大きくくりで、とにかく一番高いところでも40、けど、例えば青果物であればもっと低いよとか、加工品であればこのぐらいだよというのは、今度は指定管理者のほうでしっかり決めていただいて、この施設に品物を出したいという生産者の方に全面的にPRしていくという形になると思います。

○印部久信委員長 谷口副委員長。

○谷口博文副委員長 そこで、ちょっと市民への周知ということで再度お尋ねするわけですが、この来春の3月21日から5月末までの間、花みどりフェアが開催されると、きょうのラジオ放送等々でも、ボランティアを交通費と何やとで1,500円とユニフォームありでボランティアを募集しとると。二次募集やと。何でかというたら、やっぱりそう

いうふうな花みどりフェアのボランティアスタッフを招集するのに、それだけ市民への周知ができてないと。この食の拠点に関して市民周知というやつを、私はもっとすべきやと思うのやけど、このあたりはどのようなお考えをお持ちですか。

○印部久信委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） 御指摘のとおりでございます。今、農協さんとともに新会社の進めるべき方向策を練っております。といいますのは、7月1日付で折り込み、それから農会を通じて全農家に配布、それから、既に既存の直販所の方々に配布、あるいは農業研究グループに配布、また、認定農業者800名に通知をさせていただきました。その結果、今、広報にも継続してしとるんですけども、280名弱の方が仮申し込み、それから、まだ会費が、今言う手数料とか年会費が決まってないので、連絡だけくださいというような方が五十数名いらっしゃいます。三百二、三十の方々が今、いらっしゃいます。その中で、最低目標500名にしておりますので、その後、いろんな形で料金を決めて、手数料を決めて、再度、同じように説明に入りたいという調整を今から最終的にしようとしております。

○印部久信委員長 谷口副委員長。

○谷口博文副委員長 その辺の市民周知をしっかりとやっていただかんことには、やっぱりこの農産品というのは、当然、やっぱり3月21日オープンのとくに、やっぱり販売するというたって、その辺、加工というか、きょうやきのう来てできるものでないんですわね。だからそのあたりもしっかり周知をしていただいて、生産者が誤解しとるわけですわな、天井、アッパーが40%、これは指定管理料のほうの施設使用料というような、食の拠点の施設使用料という別表がついとんのやけん。やっぱり生産者自身も、その辺のアッパーというか、その売上げの何%やいうことを非常に関心を持たれとるわけですわな。だから、そのあたりの周知を、今のやり方でなしに。

やっぱりこれはあれでしょう、兵庫県がそういうふうなイングランドのところで花みどりフェアということで、ボランティアスタッフを募集したって、募集の人数が足らんもんやから二次募集、三次募集しながらやりよるといことは、それだけ市民の方も知らんということですよ。だから、この食の拠点に関しても、そういうふうな利用料金とか、そのあたりのことがやられてないと、それと、ある水産の関係の人に聞いたら、売上げの平米当たり、これ、三千何ぼも取られるのやったら、こんなもん、とてもじゃないけど100円や200円の物を売っても合わんなとかいうような話もあるわけですよ。

だから、その辺の周知をもっとやってくださいよ。そんな、ただ単に500人の生産者

だけでなしに、市民全体に周知するような手法を取ってくださいよ。そういうイベントもそうやし。その辺の方法として、何かお考えありますか。

○印部久信委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） 今、まず出荷者に御参加いただくというようなところに集中しておりますけども、また、新聞折り込み等も踏まえて周知をしていきたいというふうに思っております。

○印部久信委員長 谷口副委員長。

○谷口博文副委員長 新聞折り込みもそうやし、市内のほんまケーブルテレビいうてすばらしいメディアがあるんでしょ、市民に対する。そのあたり、1回ぐらい放送したことあるんですか。

○印部久信委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） 株主総会等の経緯とかいう部分についてはニュースに出していただいておりますけども、今御指摘のとおり、CATVも活用しながら調整していきたいというふうに思っております。

○印部久信委員長 谷口副委員長。

○谷口博文副委員長 それと、県が取り組んだこの花博、これをもっと周知するような戦術も南あわじ市はとりなさいと思いますので、お願いいたします。

○印部久信委員長 谷口副委員長。

○谷口博文副委員長 印部委員長。

○印部久信委員長 ちょっと矢谷副市長に確認したいんですが、先ほど、副市長の答弁の中で、市のほうに納付するかというような言葉があったと思うんですが、市のほうに何を納付するんですか。

○谷口博文副委員長 矢谷副市長。

○副市長（矢谷浩平） 第10条で決められている使用料です。この使用料というのは、指定管理者が市に対して納めるお金です。これは、第10条では支払ってくださいと言っているんですけど、第11条で、けど、市長は必要と認めるときは、その使用料を減額または免除することができるとなっています。ですから、市長が指定管理者に対して、いや、支払ってもらわなくていいよと言ってしまえば、支払わなくていいものです。

○谷口博文副委員長 印部委員長。

○印部久信委員長 いや、それはちょっと我々、私の認識がちょっと違うとったんか、そっちの発想が違うとったんか知りませんが、あくまでもこの施設は共同出資して会社をつくって、その会社が運営をすると、その会社が食の拠点で販売するものについて、使用料・手数料は、会社のほうに入って、その使用料で会社が運営すると私は理解しとんねん。その中から市にも本来、市に使用料を払って、市長はそれを受け取らないことができるやて、その行き来というものは、最初からそんなこと言われとったんかな。そんなことは言われてなかったと思うな。

○谷口博文副委員長 矢谷副市長。

○副市長（矢谷浩平） 私、指定管理制度もパーフェクトの、完璧なわけじゃないんですけども、基本的に、市の施設があって、そこを例えばどこかが指定管理した場合、その指定管理をしたところは市に対して施設の使用料を払うし、逆に、今度市は施設に対して、指定管理料というものを払っていると思うんです、普通の形だと。

○谷口博文副委員長 印部委員長。

○印部久信委員長 いや、それは違うな。それは違うな、副市長。認識が違うな。そして、今、南あわじ市で指定管理という事業を結構やっていますわね。一番よくわかりやすいように言いますと、さんゆ〜館は指定管理料を払っとるんです、サンライズは指定管理して施設利用料をいただいとる。それは何かというと、指定管理する時点において、相手方との決算書、プロポーザル等を出してもらって、この会社は指定管理料を支払わなくて成り立っていかない、この会社は運営することによって施設利用料をもらうことが適当であるという考えのもとでやっとなるわけですね、そうでしょう。

この食の拠点の場合は、あくまでも南あわじ市が施設はつくりました、運営は出資会社をつくってもらって、南あわじ市がその会社を指定管理しとんねん。その会社は、あくま

でも施設の中のいわゆる使用料、利用料もろもろのものを運営会社が収入としていただいて、そこで運営するということであって、どういう条件であっても、出資、いわゆるあわじ島まるごと株式会社という会社から、市のほうへ施設利用料を払うやいうことは書いてなかったはずですし、そんなことできるはずがない。

今の南淡路農業公園株式会社は、イングランドの丘を運営するのを市から指定管理を受けとる。南淡路農業公園株式会社が利益が出とる。利益が出とるから、農業公園株式会社は市に対していわゆる今度は施設利用料を市のほうへ払いよる。そないなつとる。そやさかい、このたびの食の何かいう出資会社が、市のほうへ何がしかを納付するやいうことはないはずなんや。それはおかしいぞ。

○谷口博文副委員長 矢谷副市長。

○副市長（矢谷浩平） 今のお話を聞いていると、全然、私と認識は違っていません。委員長がおっしゃってた、要は新会社というんですか、指定管理団体、新会社ですね。その収入というのは第16条になるわけです。

○谷口博文副委員長 暫時休憩します。  
再開は2時10分とします。

（休憩 午後 2時00分）

（再開 午後 2時10分）

○谷口博文副委員長 それでは再開します。  
矢谷副市長。

○副市長（矢谷浩平） 答弁のほうをちょっと修正をさせていただきます。申しわけございません。

第10条のほうで、「使用者は」ということで主語になっているんですが、この使用者につきましては、第8条のほうで規定されています「食の拠点を使用とする者（以下「使用者という」）」ということで、じゃあ、この使用者は誰なのといったときに、この条文から読み取れるのは、例えば、食の拠点を市が直営でした場合を想定しますと、そこを使用する人ですから農家の方でありますとか、あるいはフードコートに出店をする方が使用者になります。ですので、第10条でいうところは、「使用者は食の拠点の使用に係る料金を納付しなければならない」で、別表ということになってますので、素直に真っすぐ読

むと、この別表で書いてありますパーセンテージ、あるいは平米当たりの単価というのが農家の方、あるいはフードコートに出店する方から市が直営する場合に取る料金の上限になります。

指定管理した場合は、第16条のほうが適用されるということでございます。ですから、先ほどちょっと私が答弁しました第10条のことについては、私の勘違いということでおわび申し上げます。

○谷口博文副委員長 印部委員長。

○印部久信委員長 ですから、おさらい的なことを言うんでないんですが、あくまでも今回の場合は、市が直営するんでないと、市が何社かで出資した出資会社が食の拠点を運営するということになりますと、この上限40%、何十%、これは別問題として、食の拠点から運営会社に入った利用料とかもろもろの収入は、市に納付することはないということですよ。

○谷口博文副委員長 矢谷副市長。

○副市長（矢谷浩平） この条例ではそこまで決めるものではありません。

○谷口博文副委員長 印部委員長。

○印部久信委員長 だけど、基本的な考えはそういうことでよろしいですね。

○谷口博文副委員長 矢谷副市長。

○副市長（矢谷浩平） 今のところは市が徴収しようとか、そういうところは視野には入れておりません。

○印部久信委員長 わかりました。終わります。

ほかに。

原口委員。

○原口育大委員 今、やりとりありましたけど、結局、市民への情報というか、何か間違ったこととか、理解不足のことがひとり歩きしてしまうと、いろいろ市民も混乱するんでないかなというふうな気がします。その中で、以前、塾からのメッセージで、前畠

さんが新聞折り込みされてますけども、その中に、それぞれいろんな買い物の積算みたいなことが書かれておったわけですけども、これ、書かれてた内容というのは、何か資料として、今まで議会とかで提出されたものがもとなつてくるんじゃないでしょうか。

○印部久信委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（神田拓治） 新聞記事に、広告に載った記事なんですけども、このデータについては、昨年9月の産建の委員会で、マスタープランの成果ということで、委員さんに配らせていただいた資料でございます。また、8月の農協の理事会の説明会のときに、その資料をもとに説明した経緯がございます。この2カ所で配布させていただいております。

○印部久信委員長 原口委員。

○原口育大委員 ということは、1年間でそれぞれ買い物のことを書いてあるんですけど、農産物直売所では24万5,000人が1,300円ずつ買ってくれる、牛肉加工品直売所では10万5,000人が2,000円ずつ買ってくれる、鮮魚・乾物直売所でも10万5,000人が1,000円ずつ買ってくれると、畜産物では10万5,000人が1,000円ずつ買う、加工品直売所で10万5,000人が1,000円ずつ買う、この五つの店を足すと66万5,000人が平均1,220円の買い物をしてくれないと利益が出ないということを説明されたわけですか。

○印部久信委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（神田拓治） この記事を読みますと、基本的な考え方は、計算の仕方は合うてますけども、延べ66万5,000人、この書き方でありまして、各部署ごとに店が別々で、その人たちが皆買うていくというような計算の仕方では計上されているというふうに思っております。

私たちが考えているマスタープランの収支計画書の収入の部分については、このときは50万人の方の70%が大人で、そのうちの7割が買うということでは、50万人のうち49%が購入した、お客さんは来るけど、実際レジを通るのは49%であると。ということは、24万5,000人の人が買うていただけという計算で、この人たちが、そのうち野菜も買うし、肉も買うし、魚も乾物も買うというような計算の仕方をしております。

ということは、購買者がトータルで24万5,000人でございます。この記事には、それぞれの項目を皆、足しておるから66万5,000人というふうな数字が出てきてお



るのかなというふうに解釈しております。

○印部久信委員長 原口委員。

○原口育大委員 そしたら、やっぱり書かれてることというのは、執行部が出した資料を、解釈が違って書かれておるんじゃないんですか。

○印部久信委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（神田拓治） そのように理解しております。

○印部久信委員長 原口委員。

○原口育大委員 ということは、やっぱり説明が足りてないのと違うかなと、市民に対して、そういう誤解を与えるような情報伝達になってしまったんでないかなというふうな気がしますし、市民全員がそうという意味ではないけど、それを捉まえて、こういうチラシとかが出てしまうということは、それが拡散するわけですから、やっぱり誤解を与えないようなきちっとした情報伝達というのが不十分であったんでないかなというふうに感じるんですけど、その辺の認識はいかがですか。

○印部久信委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（神田拓治） 先ほども説明させていただいたとおり、この資料については、産建の委員さん並びに農協の理事関係しか配布しておりません。そのときに説明させていただいた経緯がございます。まだ、一般市民には配布しておりません。説明もしておりません。

なおかつ、これを農協の理事に提案したときに、農協の理事会のほうから、この試算表は具体性があるのかという質疑書が来ております。そのときに、コンサルなんかともいろいろ再協議をいたしまして、これを修正をさせていただいております。

修正案については、私が各今までの議会とか委員会で説明した方向で、これは当初は50万人になっておりますけども、修正案については、皆さんも御存じのように、54万人来るんやと、このうちの購買者が28万人ですよということで、ずっと説明させていただいてます。そのうちの13万人が、28万人のうち13万人が島内の人に買うていただくと、あとの15万人については島外からお客さんとして来たときに買うていただくということで、試算表を変えていろいろ説明させていただきました。

これが今の最終の試算表なんですけども、農協に対しては、今までこういう食の拠点というのがやったことがないと、一つの目安の指標として使っていただきたいと。これが一つの指標となりますので、それに向けて、鋭意努力をお互いにしていきたいと思いますという事で、今、協議を進めている状況でございます。

○印部久信委員長 原口委員。

○原口育大委員 今、部長が後段説明されたことは、僕も委員会に所属してたんで、聞いて理解してましたんで、去年の9月はちょっと委員会が違ったんで聞いてなかったわけなんですけど、やっぱり部長が今、説明したような話がきちっと伝わるようにしないと、それ以前のことで何か、どこから出た情報か知りませんが、誤解を与えるようなことになってしまうというのはやっぱり問題があると思うので、以後、やっぱりきちっといろんな媒体を使って、できるだけ情報は正確なものを出していただきたいというふうに思います。

もう1点、先ほどの指定管理の件なんですけども、これは、こういうことは起こらないと思いますけど、仮に運営が、売り上げとかがうまくいなくて、指定管理者が撤退した場合はどういうふうになりますか。

○印部久信委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） 撤退しないように、鋭意努力をさせていただきますというふうに思っております。

○印部久信委員長 原口委員。

○原口育大委員 撤退しないようにとは言っても、もし撤退した場合、施設が残るわけなんですけど、この施設はやっぱり補助金をもらってるから、市が直営でやるしかないのかな、あるいは、補助金を返して取り壊すしかないのかなというふうに思うんですけど、やっぱり想定はされておると思うんですけど、いかがですか。

○印部久信委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） 選択肢としては、市が直営するか、他にそういう業者さんがいらっしゃるかというところですが、ただ、施設については、農漁業振興というのが一つの目的に入っておりますので、その折に、適切に考えていきたいというふうに考えております。

○印部久信委員長 原口委員。

○原口育大委員 ということは、仮に、ないとは思いますが、今回の指定管理者がうまくいかなかったときは、市が直営するなり、新しく事業者に対して、新しい条件で募集をかけて、指定管理者を選ぶというふうな方向ですよね。だから、補助金を返して取り潰すというようなことは考えてないわけですね。

○印部久信委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） それは考えておりません。

○印部久信委員長 ほかに。  
木場委員。

○木場 徹委員 私は、この魚売り場のほうの関係をちょっとお聞きします。これ、水交会を通じて公募の募集をしておるんですけど、もう大体、業者の方は決まったんですか。

○印部久信委員長 水産振興課長。

○水産振興課長（榎本輝夫） 今、委員さんがおっしゃられたとおり、各漁協の得意先の業者さん等を当たっていただきまして、南あわじ市内の業者も全て当たらせていただいております。その中で、二、三件、手を挙げていただいた会社もございまして、話を進めておったんですけれども、やっぱり鮮魚を扱うというふうなところで、どうしてもネックがあるというふうなところで、今、1社のみ持ち帰りで、今、協議中でございます。

○印部久信委員長 木場委員。

○木場 徹委員 ちょっとお聞きしたら、考えておる業者の方もおるんですが、何か、運営条件というんですか、これがちょっと厳しいと違うかという、厳しくてどうしようかなということでお聞きしたんですが、運営条件にどんなことをつけておるんですか。

○印部久信委員長 水産振興課長。

○水産振興課長（榎本輝夫） 運営条件といいますか、このもともとの一番大きな目的

というのが、先ほども申し上げましたけれども、農漁業の振興であるというようなところでありますので、それに向けてやっていただくと。大きな命題はそれだけでございます。

○印部久信委員長 木場委員。

○木場 徹委員 漁業の振興ということになれば、やっぱり地場の魚を使って、加工なり付加価値をつけて売るといふようなことになると思うんですけど、そういうことで難しいんじゃないかと思うんですけど、その辺はどうですか。

○印部久信委員長 水産振興課長。

○水産振興課長（榎本輝夫） 100%市内産というふうなところになると、品ぞろえも大変であろうかと思えます。できれば、島内産を使っていただくか、それか、どうしても品ぞろえができない場合は、何割かはやっぱり、島外産も仕方がないところかもわかりません。

○印部久信委員長 木場委員。

○木場 徹委員 これ、島内というか淡路やったら、もう大体わかっとなるんで、なかなか厳しいなと思うんですけども、もうちょっと販路でなしに、仕入れ先を広げるとか、また、もう少しやり方を考えて、再度公募をかけるとか、また、先ほど言われたとおり、手を挙げるところがないとすれば、どういう方法があるか検討されてますか。

○印部久信委員長 水産振興課長。

○水産振興課長（榎本輝夫） 今の水交会さんの考えは、業者委託というふうな考え方をされておりますけども、でき得れば、その主になる方がどこかにおるとすれば、その方を今から募集をかけて探して、もしでき得れば、直営の道を探すというふうなこともできる可能性はまだ残っておると思えます。

○印部久信委員長 木場委員。

○木場 徹委員 できるだけ早く決めて、陳列とかこういうショーケースというんですか、それとか、水槽とかいろいろ書いてあるんですけども、これが果たしてこういう格好でええんか、我々、産業厚生委員会で視察したときには、真ん中にこういう加工場を設置

して、周りからどの範囲でもショーケースが並んでいる、水槽が並んでいるというようなことで、壁がほとんどないというようなことでやっておりました。そういう方法も検討して、こういうふうな壁があるようなやり方じゃなしに、そういう方法もあるんじゃないかということで、早く出店する業者を決めていただいて、それらの意見を参考にして配置を決めるほうが、入ってまたこういう陳列じゃ段取りが悪いというようなことで、要らん銭を使わんようにするべきじゃないかと思うんですけど、その辺はどうですか。

○印部久信委員長      水産振興課長。

○水産振興課長（榎本輝夫）      食品売り場のレイアウトにつきましては、水交会の役員さんの方々とともに考えさせていただきまして、あと、それを保健所のほうと協議いたしまして、今現在、そういうふうなたたき台をこしらえております。今、そのとおりに進んでおるんですけども、今、委員さんのおっしゃられたとおりに、早く核になるところをつくりまして、その方とともに、よりよい売り場のあり方というのを考えていきたいと思っております。

○印部久信委員長      木場委員。

○木場 徹委員      早くせんと、現場もどんどんできて行きよるのやから、あんまり時間的余裕はないと思います。そんな悠長なことしとったら、できてからまた、ここは都合悪いか、こないせえとか言われたら、要らん銭がぎょうさん要りますよ。それだけ言うておきます。

○印部久信委員長      柏木委員。

○柏木 剛委員      何点かあるんですけど、まず順番に行きます。第5条の開館時間、これはイングランドの丘とのすり合わせ、イングランドの丘は月別とか土日で結構、きめ細やかにやっとなるんですけども、それとはすり合わせは、どんな感じでやってますか。

○印部久信委員長      食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和）      細かなところまでは調整できてませんが、食の拠点のほうは、週1日休みというものも検討に入っております。その経緯の中で、イングランドと同じような時間帯の開園ができないか、あるいは2階のレストランとあわせてどういう形であるかということで、今、協議中でございます。

○印部久信委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 ということは、まだすり合わせはできてないということですか。イングランドは9時からですね。9時から17時、あるいは特に土日、12月、1月とかですと、10時から5時とかいう、要するに時間帯を結構決めてますよね。それと、あっちの食の拠点は1時間長いし、朝は逆に1時間短いとか、冬場は短いとかね、その辺のところのすり合わせはもうできてるんかと思ったんですけど。一律決める、もっとも、15条で全部それをひっくり返すんですけどね、その辺、まだできてないということでもいいんですか。

○印部久信委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） 大きく三つあります。一つはイングランドの丘という集客施設とどう合わせていくか、それから、午前中に業者さん含めて、食の拠点に買いに来ていただける時間帯をどう設定するか、あるいは帰りの、勤め帰りの主婦の方等が買える時間帯をどう設定するかという三つを総合的に判断しながら、人件費、いわゆる、長くしますと人をたくさん雇わなければなりませんので、そこら辺の兼ね合いがあって、現状のところはまだ決めておりません。

○印部久信委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 わかりました。それと、第6条の休館日月曜日というのは、これは、イングランドは365日全く無休だと思うんです。それはどんなふうに考えてますか。ここだけは月曜日休むという考え方は、どう考えてますか。

○印部久信委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） 年中無休ということも考えたんですけども、指定管理予定者の会社と協議する中で、やはり人件費も踏まえ、1日休みにすべきだというような御意見をいただいております。その中でも、ここでは月曜日になっておるんですが、ハッピーマンデーということで連続休みになるケースが多いので、今、近隣の施設、火曜日とか木曜日が休みが多いわけなんですけども、それも月1とか月2とかいうのもありまして、週1は、今のところ方針としては出てるんですけども、曜日は今、検討中でございます。

○印部久信委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 わかりました。いずれにしても、週1回は人件費の関係で休みをとり  
たいという考えでいきたいということで、例えば、花みどりフェアなんかやりますよね。  
ああいう期間についてはどうするんですか。

○印部久信委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） その分については、市長の認可をいただきな  
がら、臨機応変にしていくと。例えば、年末年始があるんですけども、やはり、年末、1  
2月の年末はたくさん野菜等を買っていただく可能性がありますので、近隣では1月から  
休みにしているところも多くございますので、もっと細かく調査をしながら決定してい  
きたいということで、おこなっていることをおわび申し上げます。

○印部久信委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 ただ、このあたりはいずれにしても15条の中の第3項、第4項、特  
に第3項で、規定にかかわらずということで、一切、指定管理者のほうでまた決められ  
るような話になってるので、何かわざわざやるのがどういう意味があるのかなと思いま  
した。これはまあ、置いておきます。

次に、もう一つは、第8条で、市長の許可を得なければならないということなんです  
けども、実際にはそれ、あわじ島まるごと株式会社、実質的には、かと思うんです  
よね。ただ、これまた附則の2番目のところで、条例の施行の、要するに指定管理が  
決まるのが仮に12月だとすると、それまでの期間というのは、市が許可していくん  
ですか、考え方としては。使用者を許可していくんですか。

○印部久信委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） 今の予定では、条例を通していただきまして、  
指定管理の手続に入って、12月に指定管理者の指定を議会で承認をいただきたい  
というふうに思っております。それまでいろんな準備、今、提案書とかいろいろ作成  
中でございます。今、その検討にも入ってるんですけども、これらについて使用の  
許可、8条について御指摘をいただきました。あくまでもこれは、直営の場合の  
使用の許可であります、管理の代行ということで、指定管理がなされます。それ  
に基づいて、この使用許可も指定

管理者のほうに移って、それが、指定管理者が許可をするという形になってきますので、全て会社のほうに権限が移ることになるかと思います。

○印部久信委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 それはわかるんですけど、じゃあ、指定管理するまでは、10月、11月、12月の間は、市が許可を出していくんですか。そういう質問です。

○印部久信委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） 今、施設は建設中ですので、オープン後、今のところこの条例では、3月14日が竣工式ということで、3月14日からしております。附則の中で、それらの準備については、その日の前についても行うことができるという条文を入れさせていただきながら、鋭意、準備を整えていきたいというふうに思っております。

○印部久信委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 まあ、この辺はいいです。最後にもう1点だけ、売上金額の40%、これは一瞬見たときには高いと思うんですけど、このときに、これは実際にはあわじ島まるごと株式会社のほうの指定管理、これ、実質的には指定管理、もう随意契約でいくと思うんですけど、そのときに、これはいわゆる委託販売ですと40%というのはちょっとないと思うんですけど、いわゆる買い取りの場合だったら、6掛けというのは十分あり得る数字だと思うんです。だから、その辺は意識して入っとるんですか。それとも、だとしたら。どうですか、40%の意図は。

○印部久信委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） 意識して入れさせていただいてます。谷口副委員長さんにも御指摘をいただきました。野菜とか農家がつくった加工品とか、農家がつくった巻きずしとかいう部分の部類と、例えば、品ぞろえをしたいがために、業者さんがつくったタマネギドレッシングとかいうものも出てくる可能性があります。そのときに、農家の方々がつくった、農業振興でつくった施設での利用料金、指定管理者から見れば利用料金と、業者さんの利用料金では、おのずと差をつけなければならないというところも考えて、上限を高くさせていただいてます。



○印部久信委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 そうすると、具体的に40%って、どういうことに対して想定できますか。

○印部久信委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） これは、販売するかどうかまだわかりませんが、例え、タマネギパイとか、いわゆる地域の特産品を使いながらお菓子はつくってらっしゃるんですけども、業者さんがつくっているようなものが、もし置くとしたら、そこから辺でやはり高料金になってくるかなというふうに考えております。

○印部久信委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 私はやっぱり、どんな商品であれ、6掛けの仕入れというのはちょっとないと思います。だから、あるとすれば、買い取り販売しかないと思うんですよ。そういう意味のことを指しとるのかなと思うんですけど、もしそれで違うとしたら、もう少しわかるようにしておかないことには、40%、仕入れ6掛けというのは、ちょっと常識じゃ、買い取り以外はどんな場合でも、加工品においてもないと思うんですよ。私は思うんですけどね。その辺はどうですか。

○印部久信委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） イングランドの丘の事例を申し上げますと、かつて私も担当しておりましたので、大体、30から35、売れ筋商品では20%、それから、非常に差額のあるものは35を超えるときがたまにあるという認識をしております。

○柏木 剛委員 終わります。

○印部久信委員長 谷口副委員長。

○谷口博文副委員長 私の読解力というか、条文の読解力、これちょっと、もう一度確認させてもらうのやけど、この使用許可という、食の拠点の8条は、今言った使用者というのは、この、言うたら10条のほうで食の拠点を使用する人やということで、この別

表についとる10条、16条という関係ですわな。この16条の3項で、「利用料金は別表に定める使用料の額の範囲内で、指定管理者があらかじめ定めた基準により、市長の承認を得て定める」ということを解釈すれば、この40%という裁量の選択権は、事業者、要は指定管理を受けた人の裁量権に、私は移譲しとると思うんよね。この16条の3。

ということは、先ほど、矢谷副市長が言うといったように、一応、上限を売上金の40%というて言うとなんかのやけん、あくまでもそれは今から事業指定管理者との話し合いで、農産品だったら15じゃ20%やと言うとなんかのやけど。そんなこと言うといったって、この裁量権というのは、もう指定管理を置いとる新会社のほうの裁量権が移譲しとるんでしょ、この条文を見る限りは。市長の承認を得て定めるとなるとのやけん。

ということは、生産者が、これ40%、上限とられるというような誤解というか、この辺のやつをもう少し、一市民が見てもわかりやすいような文言に変えてもらわなったら、この裁量権を、もう指定管理のほうにやって定めとると。ほんで、市長が承認を得たら40%徴収やというような、そういうふうには解釈できませんか。

○印部久信委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） 谷口副委員長の御指摘の部分はよくわかりませんが、今、大きく二つの席をこしらえたつもりでおります。一つは、指定管理予定者でありますあわじ島まるごと株式会社は、市も含め、農協、酪農協、漁協というような地域の適切な団体が入って判断する会社であるということが一つ、それから、ここで市長の承認を得て定めるといことですので、担当課で、地域の農漁業振興あるいは青空市場がありますけども、それらの金額と比較して、適切妥当であるかという判断、これを行っていくようになりますので、ぜひとも上限という形で40%をお認めいただきたいというふうに思っております。

○印部久信委員長 谷口副委員長。

○谷口博文副委員長 それなら、16条の4項、「指定管理者は、市長があらかじめ定めた基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる」ということも、結局はこの指定管理者がこの40%というやつを減免したり減額したりできると、そういう裁量権も、当然、指定管理者のほうに移譲しとると思うのやけん、それは、先ほどのこの料金もそうやと思うんやけど、その辺の認識はどうなんですか。

○印部久信委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） あくまでも市長の承認を得て定めるということですので、担当部署、あるいは関係者と協議をしながら、それを認めていくということになろうかと思えます。

○印部久信委員長 谷口副委員長。

○谷口博文副委員長 そしたら、この16条の第4項の理解はどのように理解したらよろしいんですか。「指定管理者は、市長があらかじめ定めた基準により」というのは、この市長があらかじめ定めた基準というのは、これ40%、1平米3,400円、免除できると、この条文はどのように理解したらよろしいんですか。

○印部久信委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） あくまでも、指定管理者予定者が計画をつくり、それに対してその利用料金が適切かどうかというのも判断します。手続としては、従来の指定管理者制度にありますように、審査会を開き、そこで提案書、計画書を出していただいて。

○印部久信委員長 谷口副委員長。

○谷口博文副委員長 違うんよ。ぶっちゃけた話も聞かせてよ。16条3項というのは、指定管理者に対して市長の承認を得たら裁量を移譲しとるというような理解をするわけやね。この40%というのは、指定管理者の裁量権において実施できると。それなら、この4項のほうの「指定管理者は、市長があらかじめ定めた基準により、利用料金を減額し、又は免除できる」というのは、これも指定管理者が、これはどない理解したらええんてという話をしよるのよ。

○印部久信委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） 市長があらかじめ定めた基準というのは。

○谷口博文副委員長 いや、16条の4項の説明をしてください。

○印部久信委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） 市長があらかじめ定めた基準。

○谷口博文副委員長 というのは、この別表でよろしいんでしょう。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） 16条関係ですね。はい。

○谷口博文副委員長 そういことでしょうか。指定管理者は、市長があらかじめ定めた基準というのは、別表でよろしいんでしょう。ほんなら、この別表の料金を減額または免除することができるということは、裁量権というのは指定管理者にあるんでないんですかと言うとるんです。

○印部久信委員長 食の拠点事業推進室課長。  
イエスかノーかで答えてください。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） 基本的に、指定管理者にあります。

○印部久信委員長 谷口副委員長。

○谷口博文副委員長 ということは、指定管理者がこの別表の売上金の40%を徴収するというたら、どないもできひんのと違うんけ。そういうことを聞いとるんですわ。

○印部久信委員長 食の拠点事業推進室課長。  
これも、イエスかノーかで答えてください。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） ではないと思っております。

○印部久信委員長 谷口副委員長。

○谷口博文副委員長 ということは、16条の4項というのはどういうことですか。

○印部久信委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） ここに、上の3項に、利用料金はその範囲で市長の承認を得るといのが基本的にありますので、それをもって対応していくということになろうかと思ひます。

○印部久信委員長 谷口副委員長。

○谷口博文副委員長 ということは、指定管理者が市長があらかじめ定めた基準というのは別表でしょう、上のほうで指定管理者が承認を得た数字と違うでしょう。この3項に出ると、指定管理者があらかじめ市長に承認を得て定めるという別表と、この4項に記載した別表というのは違うでしょう。この16条の4項の、あらかじめ定めた基準というのはどういうふうに、私の読解力だったら、この別表やという認識なんですわね。ということは、指定管理者がこの売上金の40%を徴収するという言うたら、市のほうは市長の権限においてそういう指定管理者が裁量を決定したことに対して、異議申し立てができないでしょうということを聞いておるわけですね。

○印部久信委員長 食の拠点事業推進室課長。  
イエスカノーかをお願いします。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） イエスカノーかですか。

○谷口博文副委員長 異議の申し立てができるんですか。

○印部久信委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） 異議申し立てはできると思います。この条例以外でも、行政関係の不服申し立て等、いろんな手続がございますので、それはできると思います。

○印部久信委員長 谷口副委員長。

○谷口博文副委員長 私はこれを見とったら、指定管理者はあらかじめ定めた利用料金を減免することができるということは、指定管理者に権限移譲されとる段階で、指定管理者がこの40%を取ると言うたら、異議申し立ては、そんなもの、裁量権として市長にはないと思うので、権限として。ほんな、そやからこんな40%というのは、先ほど矢谷副市長に聞いたときには、生産者が40%を支払うという、上限で40%取られるという認識を持つとるのよ。だから、40%、指定管理者が経営が悪くなって40%取りますというたら、我々は関与する立場にありますか。ないでしょう。だから、この40%、ちょっと訂正してもらわな納得できらんというのは、私はそこがあるわけですね。

○印部久信委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） 3項では金額を定め、4項ではその金額の差額を減額してよろしいというような理解とっております。あわせて、先ほど申し上げたように、そういう莫大な手数料を付加するというのは会社にとってはあり得ないというふうに考えております。

○印部久信委員長 谷口副委員長。

○谷口博文副委員長 その辺の性善説で、あんたは答えとるわけですわ。中国とか韓国とか欧州等で、性善説、そんなもので対応できると思いますか。ほんで、ここで、市長があらかじめ定めた基準という文言を変えて、指定管理者と市長が協議した数字の減免をまだ付加させるというか、その上に、減免した上になおかつ減免さす権限を移譲するんだったらわかんねけど、このあらかじめ定めた基準というのは別表10でしょうと言ってるんです。そうじゃないんですか。イエスカノーかで。

○印部久信委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） イエスです。

○印部久信委員長 谷口副委員長。

○谷口博文副委員長 ということは、利用料金をこの4項の後ろに書いてあることは、裁量権というのは指定管理者が裁量権を持つとるのと違うんですかと言ってるんです。私はそういうふうに、私の読解力やったらそない思うのやけど、間違うとるのやったら、間違うとるとしっかり教えてください。

○印部久信委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（神田拓治） この別表、10条と16条関係、これについては、16条の4項に「市長があらかじめ定めた基準により」という、この基準なんですけども、これは、この後、設置条例をうたうんですけど、その後、指定管理の承認の時点で、内容について基準を設けます。その基準のことだというふうに私は判断しております。

○谷口博文副委員長       それは私の判断であって、先ほど、念を押したでしょう。市長があらかじめ定めた基準というのは別表でしょうと。ほんなら、新たにこの基準を設けるなら、この辺、もっと我々議員も納得できるような、そういうふうな別表その1とかその2とかつけてくださいよと言うとんのですわ。

○印部久信委員長       暫時休憩します。  
再開は3時5分とします。

(休憩 午後 2時50分)

(再開 午後 3時04分)

○印部久信委員長       それでは再開します。  
先ほど来よりの質疑の再答弁、統一的な答弁を、まずお願いいたします。  
農業振興部長。

○農業振興部長（神田拓治）       別表10条で直売店の売上金額40%、これはあくまでも上限でありまして、詳細につきましては、今、考えておる案件について、指定管理のときに、契約のときにこの数字が出てくるとは思いますけども、農家の生産する野菜・果樹等については15%を想定しておると、農家の生産する加工品等については20%、肉販売手数料については、今、20から30%、魚販売手数料については10%、その他加工品等については20から最大40%を想定するというので、今、指定管理予定者とも協議をしております。その上で、設置条例をまずつけらなあきませんので、最高の売上金額、40%使用料ということを示唆させていただいた条文でございます。

○印部久信委員長       谷口副委員長、何か質問ありますか。

○谷口博文副委員長       もう一遍、16条の3項、4項についてお尋ねすんのやけど、この利用料金は別表に定めるという、その別表というのはこの別表の40%というようなことで、指定管理者が市長等々というて書いてあるでしょう、ほんなら、指定管理者は市長があらかじめ、ほんなら次にはここ、利用料金を減額というのは、この、指定管理者のそれだけの裁量の権限があるんでないんですかという質問を、まずしたわけですわね。

○印部久信委員長       矢谷副市長。

○副市長（矢谷浩平） 谷口副委員長御指摘の16条、ここは利用料金、すなわち指定管理者に管理を行わせた場合に、利用料金をどう決めてどう減らすかと、減免するかということが書かれています。これに対応するのが、第10条、11条が対応してきます。これ、直営した場合です。直営した場合は、使用者から使用料を取って、その使用料は別表のとおりです。市長は、必要があると認めるときは、前条の使用料を減額または免除することができる、これと同じことを指定管理者が指定管理をした場合に定めたものが、16条の3項と4項、これに対応するという事です。ですから、3項はあくまでも料金を決めましょうと、4項は、基準に照らして利用料を減らすことができますという規定になっています。

○印部久信委員長 谷口副委員長。

○谷口博文副委員長 それは矢谷副市長、私は十分わかつとんねん。ほんで、要は裁量権というか、減免しようと思っても構わん裁量権というのは、指定管理者がそういう裁量権の権限を持つとんのでしょうと、権限。この減免もしようと思えば構わん権限を、指定管理者の権限としてここに付与しとるんでしょうと。ということは、指定管理者が40%下げようと思えば40%のままで行こうと、指定管理者の権限として、利用料金の裁量権というか、決定権を指定管理者が持つとるわけでしょうということを聞いておるわけですよ。

○印部久信委員長 矢谷副市長。

○副市長（矢谷浩平） 権限というまではどうかと。あくまでも、市長があらかじめ定めた基準というのを踏まえなければいけませんし、じゃあ、その指定管理者が一方的にその利用料を下げないとか、そのままで行くとかということは、実態上は、私はあり得ないというふうに考えます。

○印部久信委員長 谷口副委員長。

○谷口博文副委員長 実態上、私もあり得ないと思うのやけど、こういうふうに条文にして文字にしたときには、これを解釈したら、私の解釈間違ってますか。指定管理者は減免したり、減額したり免除したりすることができるということは、指定管理者にこういう、要は利用料金、使用料に対してそういう権限を付与しとるのでしょうと。そういうことですわ。それが付与してないのやったら、こんな条文要れへんのと違うか。



○印部久信委員長 矢谷副市長。

○副市長（矢谷浩平） 谷口副委員長がおっしゃることもわかりますが、見方を変えると、この条項がないと、指定管理者が利用料金を自発的に減額したり免除したりということもできなくなりますので、ある意味では、水準維持の権限を与えつつも、その一方で、利用料を減額する、あるいは免除する、そうした道もここで担保しているというふうにお考えいただきたいと思います。

○印部久信委員長 谷口副委員長。

○谷口博文副委員長 それはわかっとなるねん。もう、減額したりする権限は持つとんねと。ただ、今言うたように、経営が悪化してきたときに、例えばこの減額したり免除することなく、この別表に書いてある40%の徴収をされる懸念があるさかいに、私はこの40%という数字にこだわって、そのあたりをしっかりとした文字で起こした上で、別表その2でも補完をつけていただいたら、先ほど言うのとった、部長が言うのとった15%とか20%とかを上限とするというようなことを、別表その2にでもつけといてくれたら、私はもう納得するんですわ。ただ、それだけの話です。

そやから、その辺をしっかりとした、またそのうち、条例の改正をしてもろうて、その別表をまた新たに添付するというようにしてくれたら、私はほんで、手を挙げるねん。

○印部久信委員長 農業振興部長、先ほど言うた数字は、いつの段階でどこかに書けるような時期があるんですか。

農業振興部長。

○農業振興部長（神田拓治） 12月の、次の12月議会に指定管理者の承認を承認していただかなければなりません。そのときに、このようなパーセント数字が出てきますので、そのときに確定していきたいというふうに思います。

○谷口博文副委員長 わかりました。そのときに、この条例を改正して、別表その2をつけてください。

○印部久信委員長 条例はそのままで。わかりました。そのときにまた、慎重に見たいと思います。

ほかに。

吉田委員。

○吉田良子委員        ちょっと1点、理解しにくいところがあるんですけども、この別表の施設使用料は、市が直営するときこういうふうな形をとりますということで、お金を徴収するというふうに理解してるんですけども、それでよろしいのでしょうか。

○印部久信委員長        食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和）        直営の場合はこの金額になります。

○印部久信委員長        吉田委員。

○吉田良子委員        そこで、ちょっと2階のレストランなんですけども、レストランは農業公園に指定管理するというのがこれまでの答弁だったというふうに思います。ですから、これを見れば、何か農業公園に指定管理する前提に立って、もう施設使用料というのはもらわないというような判断になるのかなと思うんですけど、ここら辺の関係がちょっとわかりにくいんですが。

○印部久信委員長        食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和）        その点についても、内部でも相当議論をさせていただきました。実務補正によりますと、手法上の売買契約による代金、いわゆる管理の代行、イングランドの丘がレストランをする場合、対お客さんにカレーライス幾ら下さいというような格好になるんですけども、そういう、御飯を食べるといような手法上の売買契約による代金ということについては、使用料として条例に定めるところにより徴収するものではないというような見解がございます。

1階の部分については、市長にかわる管理の代行の指定管理者が農家から手数料を取るものであって、お客さんは農家が並べた野菜を買うということで、中に一つ入るわけなんですけども、手法上の売買契約については要らないというような見解でございます。

○印部久信委員長        吉田委員。

○吉田良子委員        その直売店の関係はわかるんです、使用料というて、直接、市が経営した場合。ただ、このフードコートというのは、直接市が経営した場合、使用料を取るといようなことがここで書かれてますよね。そういう意味だというふうに思うんですよ。この別表のフードコートの使用料というのが、1平米当たり1カ月3,400円になって

ますけども、市が直接経営した場合は、こういうのは要らないのではないんですか。

○印部久信委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） あくまでも、このフードコートにつきましては、あくまでも指定管理して、利用料金制になった場合の金額という部分もあります。先ほど、直営の場合、手法上の売買、いわゆる直接、市がフードコートで牛丼をつくって売るということについては、あくまでもお客さんとの対お客さんになりますので、これは除外されるというふうに思っております。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そうですね。直接、経営するときはフードコートのお金は、多分取らないと思うんですけども、その農業公園、レストランはもう直営でなしに農業公園で経営してもらおうということがわかってたら、やっぱりそれは平米幾らというような形で、免除する、せえへんとは別に、問題としても乗せていく必要があるのではなかったのかなと思うんですけど。

○印部久信委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） 先ほどからの議論は、市が直営した場合でありまして、指定管理をする場合、フードコートについては、例えばまだ決まっておりませんが、漁協さんがフードコートに入っていただくということであれば、対お客さんではなく、漁協さんからフードコートの1カ月当たり平米幾らという形になります。2階については、イングランドの丘が直接入りますので、それを外部に全部委託というのはできませんので、直接、お客さんとのやりとりになりますから、カレーライス1杯幾らというような形で、手法上の売買契約になるので、対象外という形になります。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 何か、なかなか理解しにくいんですけども、普通だったら、指定管理者に、取る取らないは別としても、ここに平米何ぼですよというのを決めておいて、先ほどから言われた12月議会の指定管理の中でどうするかという話になってきたら、筋として通るんですけど、わかるんですけども、そこがちょっと何かわかりにくい話になってるんですけども。

○印部久信委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） この条例とはまた別に、指定管理制度に基づく協定等を踏まえて、その中でどう取り決めていくか、先ほどの谷口副委員長さんの御指摘もあった部分も、協定書の中でどう書いていくかということになってこようかと思いません。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それはそれでわかるんですけど、最低、ここに使用料というか、利用料という関係では書いておく必要があったのではないかというふうにも思ってます。ちょっと理解がしにくい部分なんです。

○印部久信委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） 実務法制担当といろいろと議論をして、同じようにさせていただきました。その結論として、一つの指針の中で、私法上の売買契約による代金ということについては、条例にはうたわれないというのが通常であるというふうな結論に至っております。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それはもう繰り返してちょっと理解ができない部分なんですけども、あと、16条の6ですかね、「第10条の規定は、第1項の規定による利用料金を」と書いてありますけど、第10条第1項について、使用料になってるんですけど、ここは利用料金でいいんですか。

○印部久信委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） 非常にわかりにくいところで申しわけないです。ここの使用料と利用料金というので、非常に分かれておりますが、指定管理をした場合、この6項の分については、使用料という形ではなくて、利用料金に移行しますよという、概要としてはですけども、もっと細かくあるんですけども、そういう意味になるかと思えます。

○吉田良子委員 わかりました。

○印部久信委員長 ほかに。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○印部久信委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。  
これより委員間討議を行います。何か御意見ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○印部久信委員長 ないようですので、討議を終結します。  
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○印部久信委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。  
議案第62号、南あわじ市あわじ島まるごと食の拠点施設条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○印部久信委員長 挙手多数であります。  
よって、議案第62号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

⑥ 議案第64号 南あわじ市立学校設置条例の一部を改正する条例制定について

○印部久信委員長 次に、議案第64号、南あわじ市立学校設置条例の一部を改正する  
条例制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

原口委員。

○原口育大委員 これは、灘小学校を閉鎖するということやと思うんですけども、閉鎖

した後、例えば体育館なんかも耐震改修終わってますし、運動場とかプールとかあるんですけど、これらはどういうふうに維持管理とかしていくようになるのでしょうか。

○印部久信委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） 現在のところ、今後検討していくということで、灘、阿万、両自治会、PTAともに、そのように説明をさせていただいております。

○印部久信委員長 原口委員。

○原口育大委員 備品とか図書とか、そういったものはどのようにされるんですか。

○印部久信委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） 統合・再編に向けて、各種の部会を開催していきます。その部会の中には、教育課程を審議する部会、それから、行事・授業についての部会、PTAの組織をどうしていくかという部会、その中に、備品あるいは図書、そういったものをどのようにしていくかということを検討していく部会を持っております。このような部会を開催して、この部会の代表者が集まる統合・再編に向けての本部会議を開催して、今、議題に上がっているような備品、あるいは図書、そういったものをどれだけ移動し、どれだけをどうしていくのかということを検討していく予定でございます。

○印部久信委員長 ほかに。

吉田委員。

○吉田良子委員 この26年度の学校要覧を見ますと、灘小学校は17名ということであります。1年生がゼロということで、大変寂しい状況で、こういう人数が少ない中で、学校を閉鎖するということになれば、ますます地域が、若い人が住みにくくなるような状況も生まれてくるのではないかという、物すごく心配するわけですがけれども、この閉鎖するところでは、今、保育所で年長、年中とかいう、灘での子供の数というのは当然、つかんだ上でのことだと思んですけど、それぞれ何人ぐらいいるのでしょうか。

○印部久信委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） 現在、年長組には2名と聞いております。この2名につ

きましては、来年度、阿万へ統合された学校への入学ということになる予定です。あと、平成26年3月31日の灘地区の児童数、未就学の児童数によりますと、年中組が1名、年少組が4名、1歳児が1名の8名いるというふうに記憶しております。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 今度、小学校に上がる子供が2名、その下が1名、4名、1名というふうに、大変少ない数になっているわけですがけれども、一時、灘保育所が休園してた時期もあったように聞いてますけれども、それも3年ぐらい前からまた復活というか、したような経緯もちょっと聞いてるんですけれども、そこら辺は、そういうことでよろしいでしょうか。

○印部久信委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 休園は平成24年と聞いています。25年から5人以上で再開園ということで、今、25、26、2年続いて開園しているということでございます。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 今、この子供の数を見ればやむを得ない部分もあるのかなというのを感じるんですけど、まだせめて、保育所が残っているというのは救われる状況かと思うんですけども、実際、灘の子が阿万小学校へ行くということになれば、通学体制というのはどうなるんでしょうか。

○印部久信委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） 今現在のところ、スクールバスを出していきたいというふうに考えております。1台は来川のほうから1台、説明会の中では、仁頃のほうからもタクシーのようなものを出せば、朝の便ですけれども、スムーズに行くのではないかとというふうな議論もしております。

帰りにつきましては、現在の学校や保護者の皆さんからの要望の中では、低学年が帰る時間と高学年が帰る時間と、帰りには2便のバスを出していただきたいという要望を受けてまして、それらについても先ほど申し上げた作業部会の中で、最終的に決定していきたいというふうに考えております。

なお、学校の敷地内にバスステーションを建設する予定でございます。当初は体育館前

等を考えていたんですが、やはり保育所がありまして、送り迎えの子供がいるということと、バスを待っている間に遊んでいて事故になってもいけないというようなことで、そういったことで、敷地内にバスステーションをつくって、雨にぬれずに校舎の中に入れるような体制づくりも、今、通学に関しては考えております。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 ちょっとPTAの方から伺ったら、もう学校がなくなるのは本当に寂しい、地域がどうなるのかという不安の声と、また、一方では、2年生が今、1人ということで、1人は寂しいから阿万のほうへという声もあるというふうに聞いています。本当に、地域はいろんな思いがあるんじゃないかというふうに思いますけれども、また子供の数がふえたら、復活とかいうことはあるんですかね。

○印部久信委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） 現在のところ、考えておりません。

○印部久信委員長 ほかによろしいですか。  
木場委員。

○木場 徹委員 保育所のことについてお尋ねします。今、灘の保育所、閉めたり開けたりしとるんですけど、これ、今お聞きしますと、5人以上で開ける、以下であれば閉めると、そんなあれがあるんですか。

○印部久信委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 以下であれば閉めるまでは行ってないみたいですが、休園したときには、5人以上、児童があれば再園するという口頭での約束の中で、開園したということで聞いております。

○印部久信委員長 よろしいですか。  
木場委員。

○木場 徹委員 今言ったように、5人以上であればずっと続ける、以下であれば閉めるということに。



○印部久信委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） 休園をするときには、5人以上いるように、子供さんがおれば開園しますという話であったんですが、あわせて、その当時、灘の小学校が阿万と統合してというようなことになれば、保育所についてもそのように考えさせていただきますというような、当時、話をした経緯がございます。したがって、5人おれば必ずそのまま、灘の保育所がそのままあるというようなことではなしに、統合した場合は、またちょっと状況が変わるというようなことでございます。

○印部久信委員長 木場委員。

○木場 徹委員 5人以上おっても、場合によっては閉めるという話、休園するとか廃園にするとか、そういう話ですか。

○印部久信委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） そのときのそのやりとりの細かいところまではちょっとわからないんですが、その当時に、あくまで灘の小学校がそのまま存在する状態であれば、5人以上あればというようなことであったんだと思いますが、ただ、灘に小学校がなくなってしまうというようなことになった場合は、またちょっと違いますよというようなことだったそうです。何人あればどうやというようなことではなかったようでございます。ただ、今、どういうふうにするというふうに決定したわけでもございせんし、これから、保護者の方とか地域の方にいろいろお話を伺った上でのことになると思います。

○印部久信委員長 ほかに。  
吉田委員。

○吉田良子委員 先ほど、保育所が残ってるので、ちょっとこっちも安心という発言をしたんですけれども、地域からは保育所が遠くなれば、送迎が大変やという声も聞いてますので、できたらそういう小学校と連動するような形でない方向で、ぜひ考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○印部久信委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） それはまだ、今どうこうというようなあれではありませんので、それはそういうことになってくれば、当然、そういうことも検討しなければならなくなると思います。

○印部久信委員長 よろしいですか。  
ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○印部久信委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。  
これより委員間討議を行います。何か御意見ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○印部久信委員長 それでは、討議を終結をいたします。  
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○印部久信委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。  
議案第64号、南あわじ市立学校設置条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙 手 多 数）

○印部久信委員長 挙手多数であります。  
よって、議案第64号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

⑦ 議案第66号 財産の譲与について（南あわじ市養護老人ホームさくら苑）

○印部久信委員長 次に、議案第66号、財産の譲与について（南あわじ市養護老人ホームさくら苑）を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

原口委員。

○原口育大委員        ちょっと、先ほど勇み足したんですけど、この66号のさくら苑の譲与というのは、さっきちょっと間違えたんですけど、57条での条例改正とは関係あるんでしょうか。

○印部久信委員長        長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司）        直接的には関係はございませんが、契約の時点がこの条例以降であるならば、影響してまいるものと思っております。

○印部久信委員長        原口委員。

○原口育大委員        わかりました。そしたら、23年度に同じように民間に譲渡したすいせんホームとかどんぐりの里のときは、土地については30年間やったか29年間やったか無償貸与で、施設は無償譲渡というような形であったと思うんですけども、今回のさくら苑の土地についてはどのようになってるんでしょうか。

○印部久信委員長        長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司）        法の適正化に伴って、50年をカウントすることから、29年ということで無償貸付を行うということにしております。

○印部久信委員長        原口委員。

○原口育大委員        その無償貸付ということで、行政財産のままではできないのかなと思うんですけど、その辺は、区分はどないなるんですか。

○印部久信委員長        長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司）        ただいま質問のございました57条の附則の部分でございしますが、この部分につきましては、附則の部分をちょっと読まさせていただきますが、「この条例の施行の日以後に行政財産を貸し付け、又は行政財産である土地に地上権もしくは地役権を設定すること及び普通財産を貸付け以外の方法により使用させることを決定した財産について適用し、同日前に貸付け等を決定した財産については、なお従前の例による」ということで、従前の例として、普通財産に変更した暁に貸付を行うものでござい

ます。

○印部久信委員長 原口委員。

○原口育大委員 そういうことであれば、一旦、普通財産に変更せなあかん、まだこの時点ではせなあかんということになるんですけど、入所者がおるんですけど、そこら辺はどんなタイミングでやられるんですか。

○印部久信委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 貸付につきましては、27年4月1日ということで、貸付をする予定でございます。

○印部久信委員長 原口委員。

○原口育大委員 前のすいせんホームのときのことは覚えてないんですけど、その議案書に、今回ですと財産の種類及び数量で建物と工作物一式になっとるんですけど、これと同じように土地というのは出てこないものなんですか。この議案書には出てこなくても、別にいいんですか。

○印部久信委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 財産の譲渡につきましては、譲渡による条例に基づきまして、2,000万円というような基準がございまして、評価を出してございませんので、これについては議会のほうに提案させていただいたというような次第でございます。

あと、土地の貸付につきましては、土地の無償貸付の条例に基づき、貸し付けるものでございます。

○印部久信委員長 原口委員。

○原口育大委員 ちょっと、その条例はよう認知してなかったんですけど、そしたら、どんぐりの里のときとかは、僕の勘違いなんですかね、議案には土地のことは出てこなかったんですか。

○印部久信委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） この条例によりますと、17年合併当時につくられた条例でございます。この条例に基づき、無償貸付をすることができるという条件が、公共的団体、社会福祉法人ということで、できるとなっておりますので、この条文によりするものでございまして、すいせんホーム、どんぐりの里につきましては、その当時のいきさつというのは、ちょっと存じ上げておりません。

○印部久信委員長 原口委員。

○原口育大委員 今の説明でしたら、すいせんホームもどんぐりの里も、普通財産に変わってれば、その条例によって議会の議決なしに譲渡ができた、無償貸与ができたということによろしいんですか。

○印部久信委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） 原口委員がおっしゃってございましたように、前回、どんぐりの里とすいせんホームのときには、土地の貸付についても議案に上がっておりました。そのときに、どういった経緯でというのまではちょっとはつきりはわからないんですが、先ほど課長も申し上げましたように、南あわじ市の財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例というのがございます。その中で、こういった場合についてはできますよと、無償貸付についてはできますよというようなのが規定されております。したがって、それでもう決めておりますので、今回はそういうことで議案として上程をしなくてもいいという判断で、このたびはそういうふうにさせていただきました。

○印部久信委員長 原口委員。

○原口育大委員 ということは、前回は、その条例を認識してなくて議案に出したということですか。それとも、その必要はあったんですか。

○印部久信委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） それはちょっと申しわけないんですが、把握をしておりません。

○印部久信委員長 原口委員。

○原口育大委員 次にこれ、定員が市営だとあって、今度、譲渡した場合の定員管理というのとはどんなふうになるのでしょうか。

○印部久信委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 入所者の定員につきましては、譲渡後もこれまでと同様の100人ということになります。

○印部久信委員長 原口委員。

○原口育大委員 その辺の変更とかいうのは、譲渡した後は協議するとか勝手にできるとか、そういうことはあるんですか。

○印部久信委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 定員につきましては、県のほうの許可を得て変更するというのでございますので、勝手にすることはできません。

○印部久信委員長 原口委員。

○原口育大委員 結局、今でしたら市内の人を優先的にとか、いろいろ配慮もできるかなと思うんですけど、その定員も含めて、民間になった後で、県なり市が、特に地元として、地元優先みたいな話をきちっと担保していけるのかどうかというのがちょっと気になるんですけど、その辺はいかがですか。

○印部久信委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 地元優先というようなことですが、この施設の設置につきましては、広域という条件で設置いたしております。ですから、市内を優先するというような条件をちょっと付すことができませんので、それぞれの自治体が審査を行いまして、直接、さくら苑と契約の中で入所していくというような流れになります。

○印部久信委員長 ほかに。  
谷口副委員長。

○谷口博文副委員長            簡単にお尋ねするわけですが、これは気前よく譲渡と、これはほんでええわ。ほんで、結局、固定資産税等は当然、市のほうに入ってくると思うんよね。入れへんの。それと、もう一つ、無償で土地を貸しとんねけど、最終的に、将来的に建物というのは老朽化してきた段階で解体しますでしょう、当然、向こうがやめるときに。そういう負の資産は市のほうに持ち込みはないんですね。事業者責任において、撤退するときは老朽化した建物も解体して更地に戻してもうて、戻していただけるような、そういう条例か何かで決まっとるんですか。それだけ聞きますわ。

○印部久信委員長            長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司）            このことについては、いろいろ議論はあったわけなんです。土地と建物、建物が耐用年数を過ぎますと、基本的には更地にして返していただくというような協定を結びまして、それで譲渡すると、そういうような流れでございます。

○印部久信委員長            谷口副委員長。

○谷口博文副委員長            結局、要は、老朽化した施設を、相手方が撤退するときには、市のほうには負の資産を持ち込まんと、この責任においてしっかりしてくれるという担保というのはいただいとると。これはいただいとるのやね。

○印部久信委員長            長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司）            担保というものは取ることはできませんので、協定で、契約という形をしております。

○印部久信委員長            谷口副委員長。

○谷口博文副委員長            もう1点聞くんやけど、これはあれか、民間に譲渡して、ただでやっついて、売るというあれもあつただけんど、ただでやっついておいて、固定資産税は入らへんのか。要らんのか。

○印部久信委員長            福祉施設ですからね。  
健康福祉部長。

○谷口博文副委員長       もういいです。

○印部久信委員長       もういいですか。ほかに。  
阿部委員。

○阿部計一委員       その指定管理ということで、無償譲与ですか、それについては問題はないわけですが、その職員の待遇について、ちょっとお聞きしたいんですが、市はこの後も、シルバーセンターから行っている職員については切るというようなことをお聞きしてるんですが、まずその1点をお聞きしたいと思います。

○印部久信委員長       長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司）       職員につきましては、シルバーからの派遣につきましては、切る、切らないというのは、ちょっとうちのほうでは決めるものではございませんので、シルバーのほうに判断を委ねることになるのかなと、そういうふうに思っております。

○印部久信委員長       阿部委員。

○阿部計一委員       いや、何か、市は方針でそういうシルバーの何は、それで聞きよるねん、今現在、シルバーから派遣されてさくら苑で勤務している方がおられるわけよな。そやから、ごっつい心配しとるわけや、そういう市が方針を出したら、我々は今後、経営者がかかわると、即、首になるのと違うかと。そういうことに不安を抱いとるので、まず、そういうことをお聞きしよんねん。市は切ったとしても、今度、今現実には雇われて仕事をしているシルバーの職員は、契約というか譲渡する前に、市はどんなふうを考えとるのかお聞きしたい。

○印部久信委員長       健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎）       今度、さくら苑が民間移譲ということになって、27年4月から、この議案が通ればですが、27年4月1日から淡路島福祉会が運営をしていくということになっていくわけですけども、3月31日までで、市のほうのシルバーとの契約は、これはここで終わるということになります。その後、シルバーを利用するかどうかというのは、淡路島福祉会の判断ということになります。こちらといたしましては、そのシルバーについて、そのまま利用してもらわなければ困るというようなところまでは、話はしてございません。



○印部久信委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 いや、そこで質問しよるわけやけども、当然、そういう今の答弁ですと、もう市からの要望も何もせえへんということやな。ゆーぷるでも同じような問題を抱えとったんやけども、現実には、ゆーぷるではそういう状況を市がきっちり把握していただいてやとったんやけども、途中で嫌になってやめた人もかなりおられます。

けど、要は、これだけのやはり大きな財産は、やっぱり今も、ビジネスでも福祉というのはすごい高みの状況にあるわけよな。ほんで、そういうはっきり言うておいしい企業、仕事やと思うけどな。そういう仕事を、そういう市から委託されてやられるという中で、やはりそういう今まで働いている人の雇用面を、市がやっぱりある程度責任を持って。

そりゃ、そのまま行きよって、また勤務態度が悪いとか、そないなってきたら、それはまた管理している淡路島福祉会、そのほうで判断していただいたらええと思うねんけどね。現状、やっぱり行っているシルバーの市民の方を、やっぱり保護する立場で、市としてもそのぐらいのことは要望するというか、していただくのは、私は当たり前やと思うんですが、その点どうですか。

○印部久信委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） 実際にはプロポーザルをするときとか募集するときの要望的なものについては、直接、シルバーのことについては触れておりません。そういうことでしたが、そういうこともお聞きしましたので、こちらといたしましては、必ずどうこうというようなところまでのあれはできないんですが、一応、淡路島福祉会のほうとしては、シルバー自体を派遣を委託するというか、そういうこと自体はする予定がないそうなので、そのシルバーとしてではなくて、個人として継続して働くことを希望するという方については、面接をさせていただきますというところまではお聞きしております。

ただ、必ず雇用されるかどうかというところの確約というところまでは至っておりませんので、その辺については御理解いただきたいと思います。

○印部久信委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 私が言いよるのは、福祉会側のことを言いよらへんのよな。これだけのやっぱり事業を委託してやるんだから、やはりゆーぷるも市側はそういうことを譲歩していただいて、それできっちりとそういうことを市が言うていただいたから、そういうことを実行していたわけよな。けど、今の部長の答弁やったら、何か後ろ向きというか、そ

ういう権利もないような答弁の仕方をすんねけどやな、これ私、おかしいと思うねん。

市民の、これまで勤務しよった人を、なるべくというか、やはり優先的に雇用したってくれよ、そんな何十人もの人間でないよな。それをもう、あっちに任すんでというような、そんな無責任な答弁はないと思う。これ皆さん、それなりの社会的責任を果たして、シルバーといえども生活しよるのやで。これだけの大きなことを淡路島福社会へ任すねんから、それぐらい考えたってほしいということぐらい、市として、そんなこと部長、言われへんのか。

○印部久信委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） 要望としては言えるというふうには思います。ただ、確約でどうということまでは、やっぱりちょっと取れないということでございます。

○印部久信委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 私は何も、確約やら言いよるんやない。市からゆーぶるのときも、そういう前向きなことで市側が、そういう委員会に出る前から、私らもそういう話をしよったから、積極的にそういう業者側に話をしてもろうとんねん。だから、そういうことを、働きかけを一言してほしいということをお願いするの。

そりゃ、もう結局、あっちに権限が渡ったら、そりゃ確約せえやこと、私は言いよるのと違うんでやな。やっぱり、そういう現実に働きよる人が、即、首を切られるやいうことは、私は理不尽やと思うんで、やっぱり市として、福祉の最高責任者として、やっぱり一言、そういうことを相手側に伝えてほしいということをお願いしとるんですよ。その点について、お願いします。確約してや言いよらへんで。

○印部久信委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） 一つ御理解いただきたいのは、直接、市が雇用しているのと、シルバー人材センター、結果的にはその場所に長いこと勤務されてたかもわかりませんが、契約してるのはシルバー人材センターとしてますので、その辺は、全く同じように考えられるかということ、そうでないところはちょっと御理解いただきたいと思えます。

ただ、今もお話がありましたように、実際に市内の市民の方が、現実として働かれておられるということと、それと、市のほうも高齢者の就労の提供をする場を確保するというか、そういうことでやってるシルバーを支援していくという部分もありますので、こちら

としては、要望というか希望ということはお伝えしたいと思います。

○阿部計一委員           その点、よろしく願います。

終わります。

○印部久信委員長       ほかに。

吉田委員。

○吉田良子委員       先ほど、午前中も話があったわけですが、養護老人ホームというのは、特別養護老人ホームとはかなり性格が違います。いわゆる認知症の人やひとり暮らしの方、午前中にはちょっと不適切な発言もあったわけですが、いわゆる認知症の方や経済的に大変な方を預かるというところで、職員も日夜頑張っていると思うわけですが、提案理由の説明では、十分なサービスが提供できないということから、淡路島福祉会にという話があったわけですが、見てみたら、要介護5の方もいるようです。

その施設の中で、要介護の方を十分みるというのは、やはり施設の内容、お風呂で寝た状態で入るということは、このさくら苑ではできないわけですから、伊加利のデイサービスセンターに行っているというようなことになってるようですけれども、リハビリを受けるとかいろんなことは、八木病院なりいろんなところでリハビリ施設もありますから、介護プランを立てたら、今の状態でも十分、外という言い方はおかしいですけど、いろんな施設でそういうことも受けられるのではないかと思います、十分なサービスの提供というのは、本当に、ケアプランの立て方でないのかなと思うんですけど、その点、いかがでしょうか。

○印部久信委員長       長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司）       委員さんのおっしゃるとおり、特定施設ということで、サービスを受けられる施設ということでございます。この民間法人ということになりますと、いわゆるスケールメリットといいますか、いろんな介護サービスが整っております。そういうことから、市が直営するよりもさらに身近なサービスを早い時間で提供できるというようなことがメリットとして出てくるのではないかなというふうに思っております。

○印部久信委員長       吉田委員。

○吉田良子委員       今の状態、先ほど言うたように、その施設というのは結構、建物も以

前に建てて、今は特養は1人1部屋というのが常識な範囲になってきてますけど、ここは2人1部屋というようなことで、ちょっとさっき言うた寝たきりで入浴というのも無理というような施設の関係があると思うんですけども、今言うたいろんなサービスを外へというか、ケアプランを立ててケアマネジャーがいろんな計画をすれば、外でも十分、対応できるものだというふうに思うんですけど。ちょっと、さっき回答はちょっと違った回答だったので、改めてお願いします。

○印部久信委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） ちょっと説明の仕方がまずかったのかもしれませんが、訪問介護、通所介護というのも当然、受けられるわけですが、移譲法人につきましても、特別養護老人ホームというところで、施設の中で全てのサービスが受けられるというようなことがございます。そういったことで、移動という時間帯が短縮できるのではないかなというふうに思っております。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 では、具体的にどんなサービスが受けられるんですか。

○印部久信委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） さくら苑でのサービスでございますか。さくら苑では、通所ということで、入浴サービス、それから訪問介護ということで、日常生活のサービス、体の日常的に必要な部分の寝返りであったり、そういうふうなもの、家庭にあって生活するような部分を担保するようなサービスを受けることができます。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それは、今の施設の中でそういうことができるという話でありますよね。新しく淡路島福祉会が担当した場合は、その施設の中でさらにサービスがふえるということになるんですか。

○印部久信委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 例えばなんですが、訪問介護につきましては、さくら苑

のほうで指定を受けておりますので、さくら苑の中でサービスを提供することができます。それと一方、通所ということで、入浴サービスにつきましては、伊加利デイサービスのほうに出かけていっております。ということで、出かける入浴については、伊加利まで行かないと特浴というサービスが受けられない、一方、特別養護老人ホームに行きますと、特浴がそろっております。それから、リハビリ、それと、一般的な介護が、その場所で受けられるということになるのかなというふうに思っています。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 聞いてても、何かさっきと同じ繰り返しの答弁なんですけども、施設内では本当に、施設というのはさっき言うたように限られてますから、できるサービスって、本当に限られてくると思います。別の施設でお願いするというような形になって、そう変わらないんじゃないんですか。部長のほうからお願いします。

○印部久信委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） どういうふうになっていくかは、ちょっとまだわかりませんが、先ほども話がありましたように、今であつてもいろいろな施設と契約をすれば、それは行き来はできるということなんですけども、ただ、今度引き受けていただく淡路島福祉会というのは、いろいろな施設を自分のところが運営をしておりますので、その辺についてはいろいろ使いやすくなったりとか、あと、介護の関係の職員も、さくら苑に配置される方だけじゃなしに、たくさん職員がおりますので、例えば、さくら苑に入所される方の人数が、一般の方と介護の方のバランスが変わったりとか、入所者がふえたりとか、そういうようなことになっても、臨機応変に対応しやすいというようなところが違うのかなというふうに思っています。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 先ほど言った50対50を遵守するというようなことですから、それはそれできっちり守ってもらわないと大変なことになる、介護のほうばかりふえていったら、当然、施設としてはいいかもしれませんが、そこら辺は守っていただきたいというふうに思います。ですから、さっき部長が言われたように、ケアプランを立てたら、ほかの施設でも十分できるので、今の状態でも同じだというふうに私は思ってます。

それともう1点、ここで無年金者の助成金というのが市から出てますけれども、今、養護老人ホームの場合は、生活保護の方で、生活保護は家賃が上限が決まっていますし、なか

なかそういう民間のところを探すのは本当に大変なんですけれども、ひとり暮らしの高齢者の方もいますけれども、そういう人たちの入居も、養護老人ホームで受けてると思いますが、その人の人数ってわかりますか。

○印部久信委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 今、人数の資料についてはちょっと持ち合わせしていませんので、申しわけないです。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 何か、5人程度いるというような話も聞いてるんですけども、そういう方々も、そこで生活できるから、いろんな、医療扶助は別としても、家賃、日用生活費なんかは十分足りてるんですけども、いわゆる個人の家で、アパートを借りてたら、何か電気代やいろいろ節約して、自分のお小遣いが多少はできるんですけども、ここに入るとそういうお小遣いの的なものがないということで、今、月額3,000円程度の支給をというのが、淡路のほかのところでは何か進んでいるように思うんですけど、そこら辺も、新しい淡路島福祉会のほうとは話ができてるんでしょうか。

○印部久信委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） ただ、今、扶助費のほうでそういう日常生活用具、共用費というようなことで支給しております。そのあたりにつきましては、今の現状のとおり行われるというようなことです。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 現状というのは、無年金者への助成金というのはありますけれども、生活保護へのそういう助成金というのはないと思うんですけど、それもやはり拡充するという考え方はいかがでしょうか。

○印部久信委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 生活保護ということではなく、いわゆる無年金、小遣いをもらっていない方々については、いわゆるそういうふうな日常生活ということで、扶助費

の中から出していると、この形については、そのまま継続させていただくというようになっておりまして、それを強化するということは考えておりません。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 何か、洲本市のほうではそういう制度というか、そういうことも視野に入れてるようです。洲本も養護老人ホームがありますので、そういうこともあるようなので、さっき、ここは広域で入るといった話がありましたけれども、そういうこともぜひ、淡路島福祉会とも話をさせていただきたいと思えますし、次に、日用品費で、入院したら2万3,150円、1人当たり出るようなことになってますけれども、それも継続できるということなんでしょうか。

○印部久信委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） その部分につきましても、医療費以外の部分がございますので、そのようになることとなります。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 午前中にも言いましたけれども、せっかく職員の方々、それぞれ社会福祉士とか介護福祉士とか、いろんな資格をとって頑張ってるし、やはり所得の低い人にとっては、最後の生活の場でありますから、そこら辺も含めて、やはり引き続き淡路島福祉会に頼らずとも、市独自でできたのではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○印部久信委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） もちろん、市でできないわけでは、今までやってきたわけですから、それはできないわけじゃないですが、流れとしましては、民間でできるものをあえて公でする必要もないわけです。それで、なおかつそれが民間に委ねることによって、ある意味、地域が活性化したり、それが、サービスが少なくとも同じか向上する、それから、それが結果的には市の行財政改革の一環にもなるというようなことについては、やはり積極的に進めていくというのが市のやっぱり考え方ですので、公でできるから、必ず公が続けていくということではなしに、公でなければならないものは、当然、公でやっていくわけですが、そうでないもので、今後のことを考えるとそのほうがいいのではない

かというようなものについては、指定管理であったり、民間移譲であったり、そういったことはやはり進めていかざるを得ないのではないかというふうに思っております。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 先ほどの課長の答弁ですと、淡路島福祉会に行っても、余りサービスは変わらないようなことが言われておりましたし、職員の人もそれなりに一生懸命頑張っているのになぜかというのは、私は、すごくおかしいなというように思っています。サービスが本当によくなるんだったらいいですけども、外で十分、ケアプランの立て方次第ではできる話でありますので、そこら辺はやはり継続すべきだったというふうに思っております。

○印部久信委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○印部久信委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。  
これより委員間討議を行います。何か御意見ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○印部久信委員長 それでは、討議を終結します。  
これより採決をしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○印部久信委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。  
議案第66号、財産の譲与について(南あわじ市養護老人ホームさくら苑)を、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○印部久信委員長 挙手多数であります。  
よって、議案第66号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。  
審議の途中ですが、暫時休憩いたします。



再開は、4時20分ということをお願いします。

(休憩 午後 4時10分)

(再開 午後 4時20分)

⑧ 議案第67号 字の区域の変更について(倭文、松帆、福良、阿万地区)

○印部久信委員長 それでは、再開をいたします。

次に、議案第67号、字の区域の変更について(倭文、松帆、福良、阿万地区)を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○印部久信委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより委員間討議を行います。何か御意見ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○印部久信委員長 それでは、委員間討議を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○印部久信委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第67号、字の区域の変更について(倭文、松帆、福良、阿万地区)を、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○印部久信委員長 挙手多数であります。

よって、議案第67号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

⑨議案第68号 三原公民館改修工事請負契約の締結について

○印部久信委員長 次に、議案第68号、三原公民館改修工事請負契約の締結についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

吉田委員。

○吉田良子委員 大きな改修工事ですけれども、利用している踊りの会とか、いろんなところでちょっと音響施設の関係をよく言われるんですけれども、3月にあった踊りの会するときでも、右のスピーカーと左のスピーカーの音量が違うとか、ちょっと何かそういう感じがあったんですけれども、私は一番前の席で聞いてたんですけれども、何か不自然だなというような音だったんですけど、今回、この改修工事で、そこら辺はどうなってるんでしょうか。

○印部久信委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） 今回のこの改修の中には、音響は含んでおりません。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そこら辺は、認識されてるんでしょうか。

○印部久信委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） はい。認識はしております。ただ、機械的な問題だというふうに考えておりますので、このたびは大きい改修、外回りが大きくなりますので、内装はできるだけさわらずにやっていきたいということで、音響は次回に回しております。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 次回に回して改修するということなんですか。

○印部久信委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二）　　まず、調整をしていきたい、機械の音響のバランスの調整であったり、アンプが一つずつ悪いとか、そういう部分を考えながら、今後考えていきたいというふうに思っております。

○印部久信委員長　　吉田委員。

○吉田良子委員　　そういう調整をして、だめだったら改修することなんですか。

○印部久信委員長　　生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二）　　先ほど言いましたように、機械的な問題ですので、アンプ一つで済むのか、全部変えていかなあかんのかは、その辺は今後考えていかなければならないというふうに考えています。

○印部久信委員長　　吉田委員。

○吉田良子委員　　せっかく改修工事するから、市民の人らも、そういう音を使う人たちは、すごく今回、期待してるんですけど、その期待にそぐわないというような形になるんですか。

○印部久信委員長　　生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二）　　先ほど言いましたとおり、ホールの改修は大きくやみませんので、その辺につきましては、委託業者なり、それからそういう専門の方に見ていただいて、今後、考えていきたいというふうに考えております。

○印部久信委員長　　吉田委員。

○吉田良子委員　　今後、ちょっと業者の方に見てもらって、改修工事が必要だったら、ぜひ予算を置いて、早急に直すということの確約でよろしいでしょうか。

○印部久信委員長　　生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） 改修をしなければならないところには、やはり改修はしなければならないだろうというように思っております。ただ、先ほども言いましたように、機械的な多分、トラブルですので、アンプを一つかえるだけで終わったりすると思いますので、そういうことで御理解をいただきたいというように思います。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 もう1点よろしいですか。2階の和室の畳なんですけれども、かなり畳のあれがつくという話があります。それは改修してもらえるんですか。

○印部久信委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） 和室のほうについては、張りかえを考えております。

○印部久信委員長 よろしいですか。

ほかに。

谷口副委員長。

○谷口博文副委員長 ちょっと、今のあれを聞きよって、私もちょっとしゃべらなんだら。これ、三原の公民館、中央公民館ということで改修して、これだけ大規模改修というか、1億6,000万で改修すんねん。アンプが壊れとるさかい、改修せえやいうて、そんなら、西淡公民館、これ、今まで改修、何回も要望しとったって放置しといて、どんちようにしたって何にしたって調子の悪いまま、横の照明とか、そんなのも放置しといて、三原の公民館のこの金を捻出するのに、西淡の中央公民館を改修する予算をつけらんと、三原のスピーカーが調子悪いさかい改修したるや言うんだったら、西淡のほうから先にせえや。

○印部久信委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） 今年度、西淡公民館の音響のほう、利用しやすいようにスピーカー並びにアンプ、全て変えました。

○印部久信委員長 谷口副委員長、できたら議案に沿った質疑をお願いをいたします。

○谷口博文副委員長 できたんやな。ほんなら、後はどんちょうだけや。もうええわ。

○印部久信委員長 各委員の皆さん方、議案に即した質疑をお願いします。余りかけ離れないようにお願いします。

ほかに。

原口委員。

○原口育大委員 今回の工事で、10月からかかる予定のようなんですけど、いろいろな工事期間中、今まででしたら文化祭とかいろいろできてたんですけど、その辺は、そういった行事への影響というのはどのようになるんでしょうか。

○印部久信委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） まず、文化祭、これは南あわじ市文化団体連絡協議会が主催でやっている分につきましては、工事が入るということで、今年度は見送りを決定しているようでございます。それから、市のほうの事業、行事なりを全部、全て早いうちに、それぞれの残っている、既存する公民館のほうに振り分けをしております。

○印部久信委員長 原口委員。

○原口育大委員 その振り分けの部分で、いろいろな講座とかが、市地区の公民館にかなり集中していると聞いてるんですけど、中央公民館から移ってきた事業、講座とかで、今のところ、市の公民館の場合、館長さんが全部開け閉めまで、鍵の管理も全部しとるんですけど、そういう、市から回ってきたような講座とかがふえてくると、館長さんの負担というのは、かなり大きくなると思うんですけど、そこら辺は調整願えるんでしょうか。

○印部久信委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） 現在、夜のほうも多分、館長さんが開け閉めをされてると思いますので、夜間につきましては、シルバー、現在の中央公民館というか、三原公民館もそういう対応をしておりますので、そういう形でお願いをしていきたいというふうに協議をしております。

○印部久信委員長 原口委員。

○原口育大委員 工事概要の中に音声標識ガイダンス設置となってるんですけど、これはどういったものなんでしょうか。

○印部久信委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） こちらのシステムなんですけども、視覚障がいの方に、一つの自分の送信機みたいなものを持っている方がいらっしゃいます。そういう方が、その下を通過すると、ピンポンという形で音声ガイドで流れたりします。それと同時に事務所が、そういう方が訪れたよというのが事務所のほうでも感知して音が鳴るといようなシステムで、入り口とかトイレとかエレベーターのところに置くというふうになっております。

このことにつきましては、多分、8月の吉田委員さんのほうからの質問があったと思います。3カ所設置しますかという話なんですけど、現在、1カ所になっております。というのは、このシステムは小型受信機で約15メートルから20メートル内が範囲になります。玄関を歩いていくと、まずそこでピンポンと鳴ります。ちょっと動くと、今度はトイレのほうでピンポンというのが鳴ります。ちょっと動くとエレベーター、要するに15メートル以内に玄関があって、3カ所鳴ると、余計、負担がかかるだろうということで、設計者の方と相談して、1カ所、入り口だけにしたほうが利用する方も混乱をしないだろうし、事務所も継続してピンポン、ピンポン、ピンポンと3回鳴ったりしてしまいますので、そういうことにならないように、とりあえず1カ所だけにしておくかというふうに、現在考えております。

○印部久信委員長 原口委員。

○原口育大委員 これは、利用者というか、その目の不自由な方にとっては、ガイダンスということやから、何かを案内してもらえるわけですか。

○印部久信委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） 僕もこれ、詳しくそこまでわからんですけど、よくあるのは、こちらにトイレがありますとか、そういうガイダンスだというふうに認識しております。

○印部久信委員長 原口委員。

○原口育大委員      こういった受信機を持ってないとあかんと思うんですけど、それを持った人でないと、来られてもそれは全然役立たないということになると思うんですけど、こういう受信機というのはかなり普及してるんですか。

○印部久信委員長      生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二）      普及率までは、私のほうでは、こちらのほうでは数字は持っていません。

○印部久信委員長      原口委員。

○原口育大委員      どれぐらいの値段するものか知らんですけど、市内で目の不自由な人で、希望者には受信機を貸し出すとか、そういうことをしないと、せっかく設置しても余り意味がないような気がするんですけど、そういうことは考えられないんですか。

○印部久信委員長      生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二）      現在のところ、貸し出しとかそういうことまでは考えていません。

○印部久信委員長      原口委員。

○原口育大委員      トイレの改修とあるんですけど、これは具体的にどのような改修になりますか。

○印部久信委員長      生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二）      全て現在、和式ですので、男子半分の2個、1階の部分ですね、2階もそれぞれありますので、同数になるんですけども、女性が8穴のうち4穴、これを洋式のほうに変えさせていただきます。

○印部久信委員長      原口委員。

○原口育大委員      これ、うわさによりますと、ウォシュレットでないし、温便座でもないというんですけど、そういうことなんですか。

○印部久信委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） 設計段階というか、計画段階では当然、温座にするのが普通だということで、私たちも考えてました。ただ、限られた予算の中で調整をしていく段階で、どうしても予算的な処置、一つ大体30万からかかりますので、それを12カ所変えるだけでもちょっと予算的な処置ができなかったということで、現在それで考えています。

ただ、今回の工事につきましては、大きなのは、やはり雨漏りが現在の建物、ひどいということです。エレベーターホールであったり、それから、後からつけた庁舎側の取り付け部分、廊下の部分というんですか、そういうところの雨漏りがひどいので、とりあえずその雨漏り、外装、クラック、それを主に考えてやっていきたい。内装につきましては、予算が続く限り、また改修はしていけるだろうというふうな考えで、今回の工事に踏み切っております。

○印部久信委員長 原口委員。

○原口育大委員 そういうことでしたら、ぜひ今後、検討いただきたい。特にトイレについては、全部をウォシュレットにする必要もないと思うんですけど、やっぱり、幾つかはそういうふうにしてあげないといけないのと違うかなというふうに思っていますので、要望しておきます。

あと、今回、いろいろ工事があるんですけど、今、職員が1人、長期休養というか欠勤されとると思うんですけど、そうすると、館長さんと男性の職員1人と女性の職員1人の3人で今、回しているような状況ですけど、この工事とか、ほかにも出張所の、市民交流センターの工事も抱えとるようですけど、これ、回っていくのかちょっと心配なんですけど、そういう部分の手当ては大丈夫ですか。

○印部久信委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） とりあえず、工事が始まりますと公民館のほうの管理業務といったらおかしいんですけども、休館になりますので、その部分はちょっとは楽になるのかなというふうに思っております。また、総務課長のほうからも、どうしてもだめであれば、ちょっと言ってくださいというようなことも言われております。

○印部久信委員長 ほかに。



吉田委員。

○吉田良子委員　　今、原口委員からあった音声ガイダンスの関係ですけれども、これは障がい者の日常生活用具で支給されていると思いますので、目の不自由な方はなかなか情報が入らない、情報弱者という部分もあると思うので、そこら辺はPRしながら、日常生活用具で借りるといふか、そういう手だてもぜひ、とっていただきたいと思うんですけど、それとあわせて、今言われてた職員の体制も、私も三原公民館によく行くんですけども、なかなか状況が厳しいのかなというふうに思っていますので、早目の対応をぜひお願いしたいというふうに思います。

○印部久信委員長　　生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二）　　先ほど言いましたとおり、私も何回も足を運んで、職員の状況なりを見させていただいて、館長なり、事務のほうには、どうしてもだめであれば総務課とかけ合いますということ言うてます。とりあえず、先ほども言いました10月になりますと、館の管理業務がひと段落します。ただ、次年度へ向けた事業が今からスタートしていきますので、これについてはあとの4館といふか3館の職員も参画しながら取り組んでいっていただきたいというふうに思っております。

○印部久信委員長　　吉田委員。

○吉田良子委員　　もう1点、ここは4時台、5時台になりますと、保育所の送り迎えに使うことが頻繁にあります。工事期間中の安全対策というところも、ぜひ考えていただきたいというふうに思います。

○印部久信委員長　　生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二）　　そのことにつきまして、工事担当と話しました。先日、保育園の園長、それから市の公民館長、当然、施設の全体を見てください三原総窓の所長、それから、神田部長さんにもお集まりいただきまして、工事概要全体を見ていただいて、当然、私たちだけでなしに、いろんな方に見ていただいて、そういう部分について注意するところ、また看板を立てるところ、その4時から5時までの間、それから通園する時間、それから年内の行事、その辺について、何回か今後も話をしながらやっていきたいということで、先日、先ほども言いましたように、工事のほうの現場の担当の者と打ち合わせをさせていただきました。

○印部久信委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○印部久信委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより委員間討議を行います。何か御意見ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○印部久信委員長 それでは、討議を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○印部久信委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第68号、三原公民館改修工事請負契約の締結についてを原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

印部久信委員長 挙手多数であります。

よって、議案第68号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

⑩ 議案第69号 損害賠償額の決定及び和解について

○印部久信委員長 次に、議案第69号、損害賠償額の決定及び和解についてを議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○印部久信委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより委員間討議を行います。何か御意見ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○印部久信委員長　それでは、討議を終結いたします。  
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○印部久信委員長　異議がございませんので、これより採決を行います。  
議案第69号、損害賠償額の決定及び和解についてを原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

印部久信委員長　挙手多数であります。  
よって、議案第69号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。  
以上で、当委員会に付託された案件の審査は終了いたしました。  
お諮りします。  
9月26日の本会議における委員長報告について、どのようにしたらよろしいでしょうか。

(「委員長・副委員長に一任」と呼ぶ者あり)

○印部久信委員長　それでは、そのようにさせていただきます。

## 2. 閉会中の所管事務調査の申し出について

○印部久信委員長　次に、閉会中の所管事務調査の申し出についてを議題とします。  
お手元に配付の閉会中調査事件申し出一覧表のとおり、議長に申し出てよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○印部久信委員長　異議がございませんので、議長に申し出することにします。

### 3. その他

○印部久信委員長 次に、その他に入ります。

その他、何かございますか。

吉田委員。

○吉田良子委員 当初予算で中学校の関係で、クーラー、空調機を来年度から設置していくというような予算があると思うんですけども、今、地元で取り扱いしている業者というのは、なかなか今、経営状況も厳しいし、大手がいろいろ宣伝、毎週のように広告を打つような形で新聞折り込みが入ってきております。ぜひ中学校区それぞれで、やはり地元業者が入れるような、ちょっと仕組みづくりをお願いしたいなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○印部久信委員長 教育部次長。

○教育部次長（藤岡崇文） 現在、まず本年度の予算につきましては、市内、組合学校の広田中学校につきましては、大規模改造と同時に行いますので、市内5中学校の空調設備につきましては、現在、設計中でございます。その後、次年度入札発注するわけですけども、基本的には今、委員のおっしゃったように、市内の業者に指名入札になると思うんですけども、そういう方向で検討するつもりでおりますけども、今、ここでまだはっきりしたことは言えない状況かなと思っています。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 ぜひ、地元企業活性化の視点で、ぜひそういう方向でやっていただきたいというふうに思います。

以上です。

○印部久信委員長 ほかに。

川上委員。

○川上 命委員 神戸の長田の事件があって以来、南あわじ市としてはその対策等の会合とか、学校関係にそういった会合をいたしましたか。

○印部久信委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） 会合等はまだでございますが、校長会が近々ありますので、そこで改めて登下校の安全確認をしていきたいというふうに考えておりますし、岡山でも小学校5年生の女の子が誘拐監禁されるような事件がありました。そのときに、地元の方が、その不審な車のナンバーを覚えていたとか、事件の解決につながったということで、学校教育課と青少年センターが協力しながらですけれども、こどもあんしんネットを保護者や家族の皆さんだけではなくて、多くの地域の皆さんにも登録していただくような形をとって、学校からの情報発信をより地域の皆さんにお知らせして、地域ぐるみで見守っていただけるような取り組みを進めていきたいなというふうに考えております。

○印部久信委員長 生涯学習文化振興課付課長。

○生涯学習文化振興課付課長（川上洋介） ただいまの廣地課長が言いましたように、青少年センターのほうでも、このたびありました神戸の事件や岡山の事件、また、愛媛県の事件を含めまして、地域のおじさん・おばさん運動をさらに強化するために、今、再度協議しております。また、青少年補導員と連携しまして、さまざまな地域の見張り隊を今後、構築していく予定でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○印部久信委員長 ほかに。  
谷口副委員長。

○谷口博文副委員長 関連でお尋ねすんねけど、市内で不審者情報というか、変なおっちゃんがおるとかいうような、そういうような現在の状況についてわかっとなる範囲で、なければなし、そういう不審者情報等があればあるで、ちょっと教えてください。

○印部久信委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） こどもあんしんネットに登録しますと、警察のほうの情報も入ってきまして、淡路島内で声かけ事案等がありましたら、警察のほうからそのあんしんネットが登録されている保護者の皆さんに配信されるというふうなことでございます。島内では淡路市、それから洲本市、南あわじ市でもそういう声かけ事案については、何回か、そのこどもあんしんネットを通じて報告がありました。

○印部久信委員長 谷口副委員長。

○谷口博文副委員長 課長、聞きよるのは、何年か前に五色のほうで子供らに、女の子に声かけするような変なおっさんがおるといような情報を聞いたことがあるんですわ。そやから今、市内にそんなような情報は、教育委員会としては、何かそういう情報があれば教えてくださいという話で、なければないでええんですわ。

○印部久信委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） 特に学校教育課のほうには、そのようなことは上がってきておりません。

○印部久信委員長 わかりました。  
ほかに。  
阿部委員。

○阿部計一委員 これは委員長、防犯灯のことは。

○印部久信委員長 その他ですので、何でも結構です。

○阿部計一委員 実は、防犯灯のことで、これ、即決で返事してほしいのやけども、県道に防犯灯をつけるというようなことは、端的に言って難しいですか。

○印部久信委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（北口 力） 県道に防犯灯をつけるのが可能かという御質問ですが、防犯灯と道路照明というのがありまして、我々の部署では防犯灯ということで、ただ、防犯灯設置につきましては、自治会長さんから申請を上げていただいて、それから、県道であれば県道の占用申請を出して設置するという流れになっております。

○印部久信委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 今、課長が言われたとおりなんですけど、実は、西町の信号から灘線の県道、あそこ、もう真っ暗なんですよね。ちょうど私はおらなんだけど、ある市民から家内に、真っ暗で、あそこは昼間、大きな事故も再三あるんですけども、夜は真っ暗で、何かこの前、高校生も不審者に後をつけられたとかというような話も聞くので、どないぞ防犯灯を、どないかならんかというような相談がありました。そういうことで今、お聞きした

んですけども。この問題についてはまた、水面下で。

○印部久信委員長       ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○印部久信委員長       よろしいですか。

それでは、執行部からの報告事項がありましたらお願いします。

農林振興課長。

○農林振興課長(宮崎須次)       市長からもお話がありましたとおり、来る平成26年9月27日土曜日、28日日曜日に、第10回南あわじ市食まつり・畜産共進会が開催されます。27日土曜日につきましては乳牛の部、28日日曜日につきましては黒毛和種の部となっております。

委員の皆様にはおかれましては、大変お忙しいことと存じますけども、御出席賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○印部久信委員長       ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○印部久信委員長       それでは、長時間ありがとうございました。

意見書検討のため、執行部退席をお願いいたします。御疲れさまでした。

(閉会 午後 4時47分)

委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

平成26年 9月24日

南あわじ市議会産業厚生常任委員会

委員長 印 部 久 信